資料１－４

# ユニバーサルサービス制度の現状と課題

２００７年１月

総務省総合通信基盤局

# ユニバーサルサービス制度の現状と課題

✓ 1. ユニバーサルサービス制度の現状

2. ユニバーサルサービスを巡る市場環境の変化

3. 制度見直しに向けた検討の視点（検討アジェンダ）

# ■　ユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）の概念

## ユニバーサルサービスの基本的要件

（1）　**国民生活に不可欠なサービス**であるという特性（essentiality）
（2）　**誰もが利用可能な料金で利用できる**という特性（affordability）
（3）　**地域間格差なくどこでも利用可能**であるという特性（availability）

## 基礎的電気通信役務の提供（電気通信事業法第7条）

基礎的電気通信役務（**国民生活に不可欠**であるため**あまねく日本全国における提供が確保されるべきもの**として総務省令で定める電気通信役務をいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、その**適切、公平かつ安定的な提供**に努めなければならない。

## 【参考】ユニバーサルサービス政策の目的（地理的格差の是正）

- ■　従来から地理的格差の是正を対象。
- ■　所得格差（低所得者を対象）やリテラシー格差（障害者や高齢者を対象）を対象とすることも考えられる。
- ■　所得格差やリテラシー格差の解消が社会的に極めて重要であることは論を待たないものの、社会福祉政策との切り分けについて広く国民各層のコンセンサスを得る必要がある。
- ■　地理的格差の発生防止をユニバーサルサービス政策の目標として位置づける。

（出典）情報通信審議会「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申～IT時代の競争促進プログラム～」（00年12月）

# ■　ユニバーサルサービスの提供主体

## 日本電信電話公社（1952年8月～）

旧公衆電気通信法（昭和28年法律第97号）抄

（目的）

第一条　この法律は、日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社が迅速且つ確実な公衆電気通信役務を合理的な料金で、あまねく、且つ、公平に提供することを図ることによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

## 日本電信電話株式会社（1985年4月～）

日本電信電話株式会社法（昭和59年法律第85号）抄

（責務）

第二条　会社は、前条の事業を営むに当たつては、常に経営が適切かつ効率的に行われるように配意し、国民生活に不可欠な電話の役務を適切な条件で公平に提供することにより、当該役務のあまねく日本全国における安定的な供給の確保に寄与するとともに、（中略）努めなければならない。

（1999年7月～）

**日本電信電話株式会社**　　**東日本電信電話株式会社**　　**西日本電信電話株式会社**

ユニバーサルサービスの提供責務

日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）抄

（責務）

第三条　会社及び地域会社は、それぞれの事業を営むに当たつては、常に経営が適切かつ効率的に行われるように配意し、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な供給の確保に寄与するとともに、（中略）努めなければならない。

**適格電気通信事業者の指定（2006年3月）**

ユニバーサルサービスの確保のための仕組み

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）抄

（基礎的電気通信役務の提供）

第七条　基礎的電気通信役務（国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める電気通信役務をいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならない。

# ■　ユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）の範囲

## ユニバーサルサービスの範囲（電気通信事業法施行規則第14条で規定）

**(1) 加入電話サービス**
加入者回線アクセス、特例料金が適用される離島通話サービス
**(2) 公衆電話サービス**
戸外における最低限の通信手段を確保する観点から一定の基準で設置される第一種公衆電話
**(3) 緊急通報サービス**
警察110番、消防119番、海上保安庁118番

## 参考（ユニバーサルサービス以外のサービス）

**①市内通話（☞06年4月、対象サービスから除外）**
■マイライン（優先接続）制度導入後、事業者間の競争が進展
**②携帯電話**
■未カバーエリアの整備に要する投資額が膨大
■固定電話の概ね2倍の料金水準
**③ブロードバンド及びIP電話**
■提供可能世帯数は増加しているものの、依然として普及途上のサービス

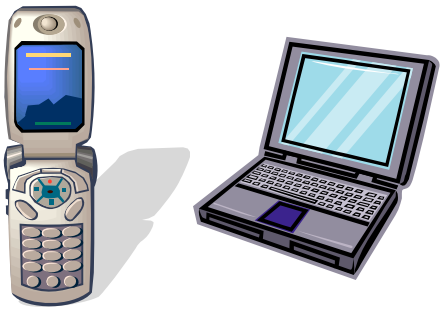

# ■　適格電気通信事業者の指定基準①

1．基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表していること。（電気通信事業法第108条第1項第1号）

○平成17年度ユニバーサルサービス収支表（単位：百万円）

| | NTT東日本 | | | NTT西日本 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 営業収益 | 営業費用 | 営業損益 | 営業収益 | 営業費用 | 営業損益 |
| 加入電話 | 521,510 | 548,265 | ▲26,754 | 523,460 | 543,931 | ▲20,471 |
| 基本料 | 521,510 | 547,725 | ▲26,214 | 523,460 | 543,039 | ▲19,579 |
| 緊急通報 | ― | 539 | ▲539 | ― | 892 | ▲892 |
| 第一種公衆電話 | 1,825 | 4,495 | ▲2,670 | 975 | 2,902 | ▲1,926 |
| 市内通信 | 1,821 | 4,483 | ▲2,661 | 970 | 2,887 | ▲1,916 |
| 離島特例通信 | 3 | 9 | ▲6 | 4 | 12 | ▲7 |
| 緊急通報 | ― | 2 | ▲2 | ― | 2 | ▲2 |
| 合計 | 523,335 | 552,760 | ▲29,424 | 524,435 | 546,834 | ▲22,398 |

ユニバーサルサービス制度によりこの赤字（約518億円））の一部を補てん

2．基礎的電気通信役務を提供するために設置している設備が第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備以外の電気通信設備であるとき、他事業者の設備との接続に関し、接続約款を定めこれを公表していること。（電気通信事業法第108条第1項第2号）

3．基礎的電気通信役務の提供に係る業務区域の範囲が総務省令で定める基準に適合するものであること。（電気通信事業法108条第1項第3号）

4．適格電気通信事業者の指定は、省令で定める種別ごとに行うこと。（電気通信事業法第108条第2項）

（☞次頁参照）

# ■　適格電気通信事業者の指定基準②

## 加入電話

原則、各都道府県の区域において役務提供が可能な世帯数の割合が100%であること。

## 第一種公衆電話

（注）補てん対象とならない公衆電話は第二種公衆電話と呼称される。

- 第一種公衆電話の設置状況が、市街地においてはおおむね500m四方に1台、それ以外の地域においてはおおむね1km四方に1台の基準により設置されること。
- 都道府県ごとに、当該都道府県の市街地に係る2分の1地域メッシュ（500m四方）の数及び当該都道府県の市街地以外の地域に係る基準地域メッシュ（1km四方）の数の合計数に当該都道府県ごとのメッシュカバー率を乗じて得た数を下回らないこと。

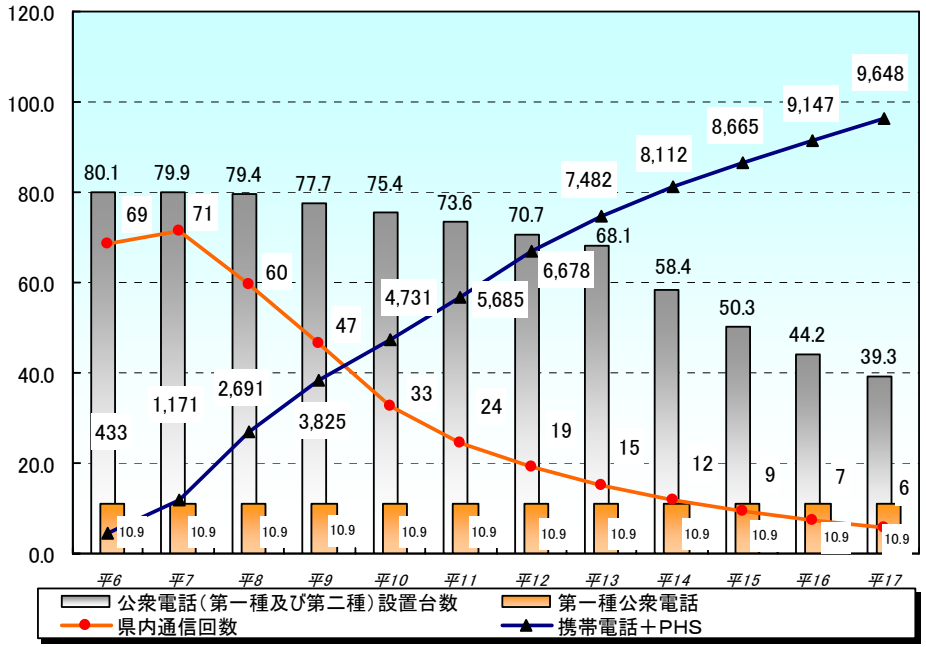

# ■　ユニバーサルサービス制度の発動の考え方

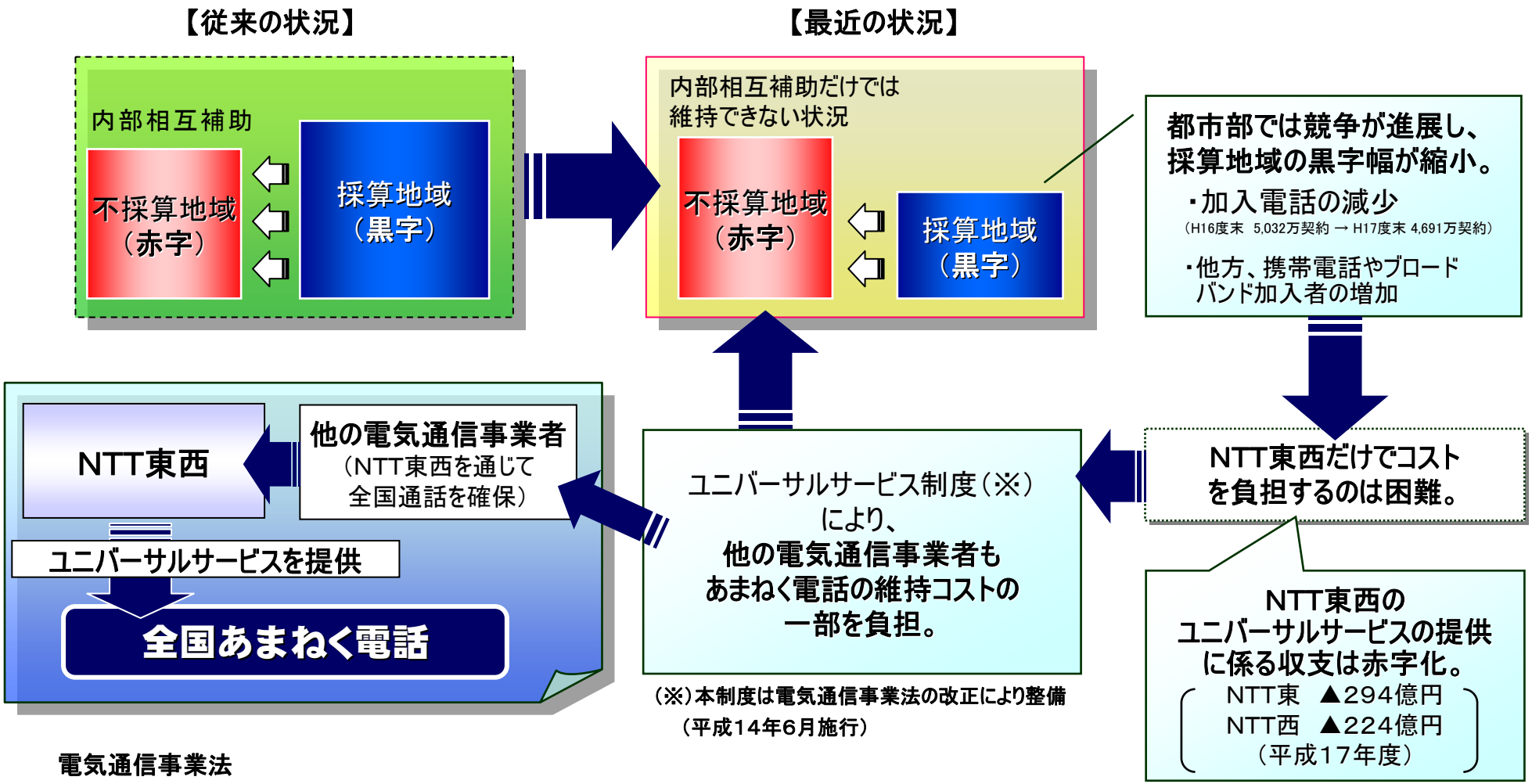


**電気通信事業法**

第107条　支援機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 …… 基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が…… 基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合において、当該上回る額の費用の一部に充てるための交付金を交付すること。

二　（略）

# ■　加入電話の加入者回線アクセスの補てん対象額算定の仕組み

## ベンチマーク方式

・補てん対象額は上位4．9%高コスト回線に係る原価と全国平均費用の差額により算定。
（当該原価は、NTT東・西の非効率性を排除するため、長期増分費用方式(注)に基づき算定）

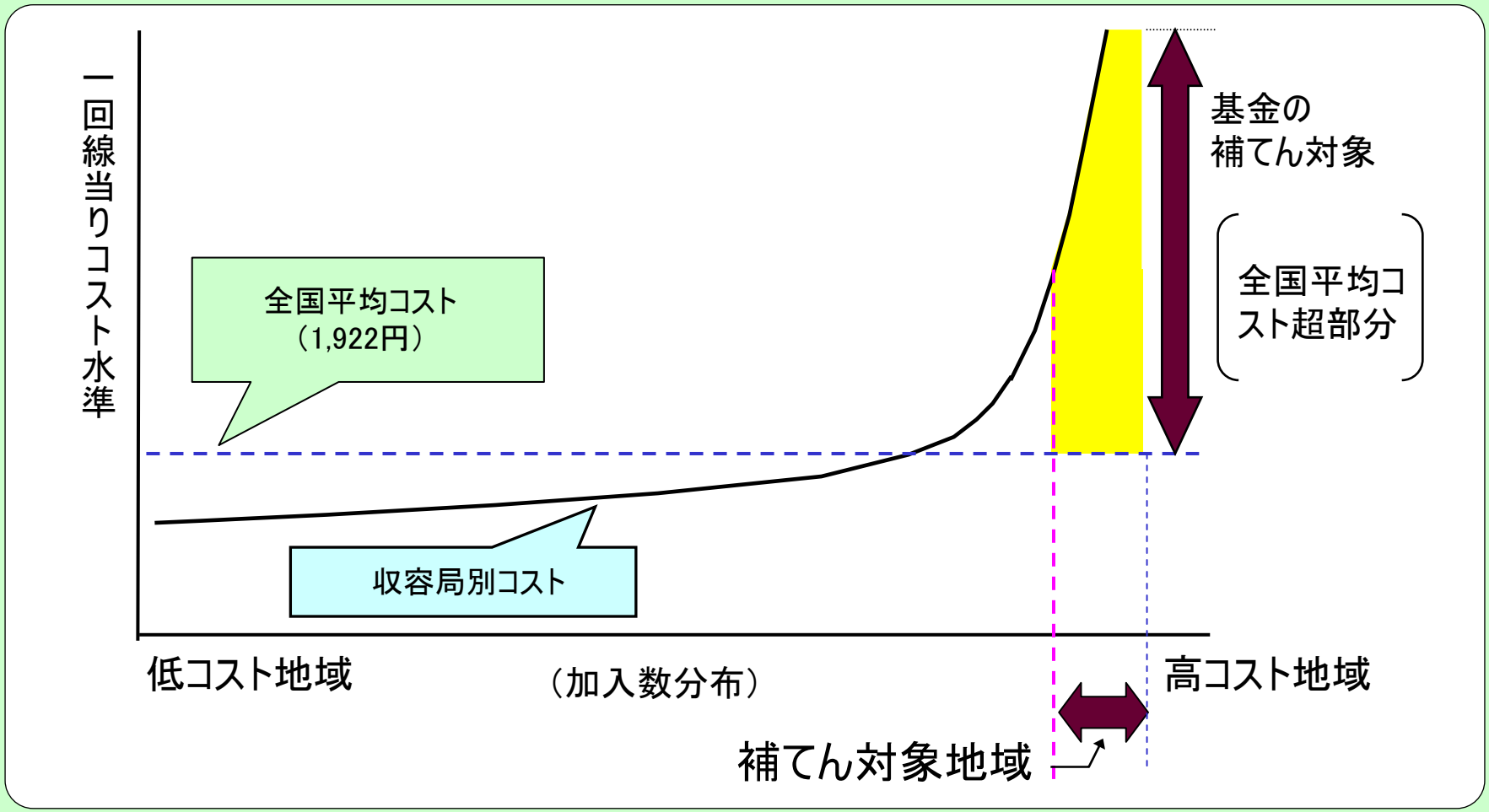


（注）事業者のネットワークの費用を、実際の費用発生額ではなく、現在と同じく加入規模とトラヒックに対する処理能力を備えたネットワークを、現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術で構築した場合の費用に基づき算定する方式

# ■　コスト負担の方法

## コスト負担の仕組み

**適格電気通信事業者**
**（NTT東西）**

**負担対象事業者**

■前年度の事業収益が10億円超

（電気通信事業法第110条第1項、同法施行令第2条第1項）

携帯電話事業者

固定電話事業者

IP電話事業者

負担金納付

**基礎的電気通信役務支援機関**

■適格電気通信事業者の電気通信設備と直接又は間接に接続する電気通信事業者等

（電気通信事業法第110条第1項）

電気通信番号の稼働数に応じて納付

（算定規則第27条第1項）

※　各負担対象事業者の負担金額の電気通信事業収益に占める割合は、3%を限度とする。

（電気通信事業法第110条第1項ただし書、同法施行令第2条第2項）

## コスト負担を番号数比とした理由

① 現行制度においては、NTT東西の加入電話と相互接続可能であることが番号付与の条件として規定されていること。

② 電話の役務の利用者数を増加させ番号を利用すればするほど負担が増加することから、受益者負担制度の趣旨に沿ったものであること。

③ 各接続電気通信事業者等の使用する電気通信番号数は外形的な把握が容易であり、検証可能性、簡素性に優れていること。

④ 拠出事業者の拠出額次第では、利用者に保有番号総数を抑制するインセンティブを与え、その結果として競争中立性に影響が及ぶ可能性があるが、現時点における拠出総額の推計額等から試算される番号当たりの拠出額を前提とすると、そのような影響は小さいと考えられること。

（出典）「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」（05年10月）情報通信審議会答申

# ■　ユニバーサルサービス制度による負担金等（平成18年度）

## NTT東西への補てん対象額

**補てん対象額**

NTT東西合計

**約152億円**

（NTT東日本：約76億円
NTT西日本：約76億円）

支援業務費

→ **約153億円** ÷ **12ヶ月** ＝ 1番号当たり事業者負担額（番号単価）**月額7円**

**約1億7,921万番号**

各事業者は番号単価に番号数を乗じて負担金を支払う。

【留意点】

●各事業者の経営判断により、事業者が吸収又は利用者が負担

●NTT東西への交付金は、NTT東西の自己負担分を相殺して交付

# ■　ユニバーサルサービス制度の仕組み

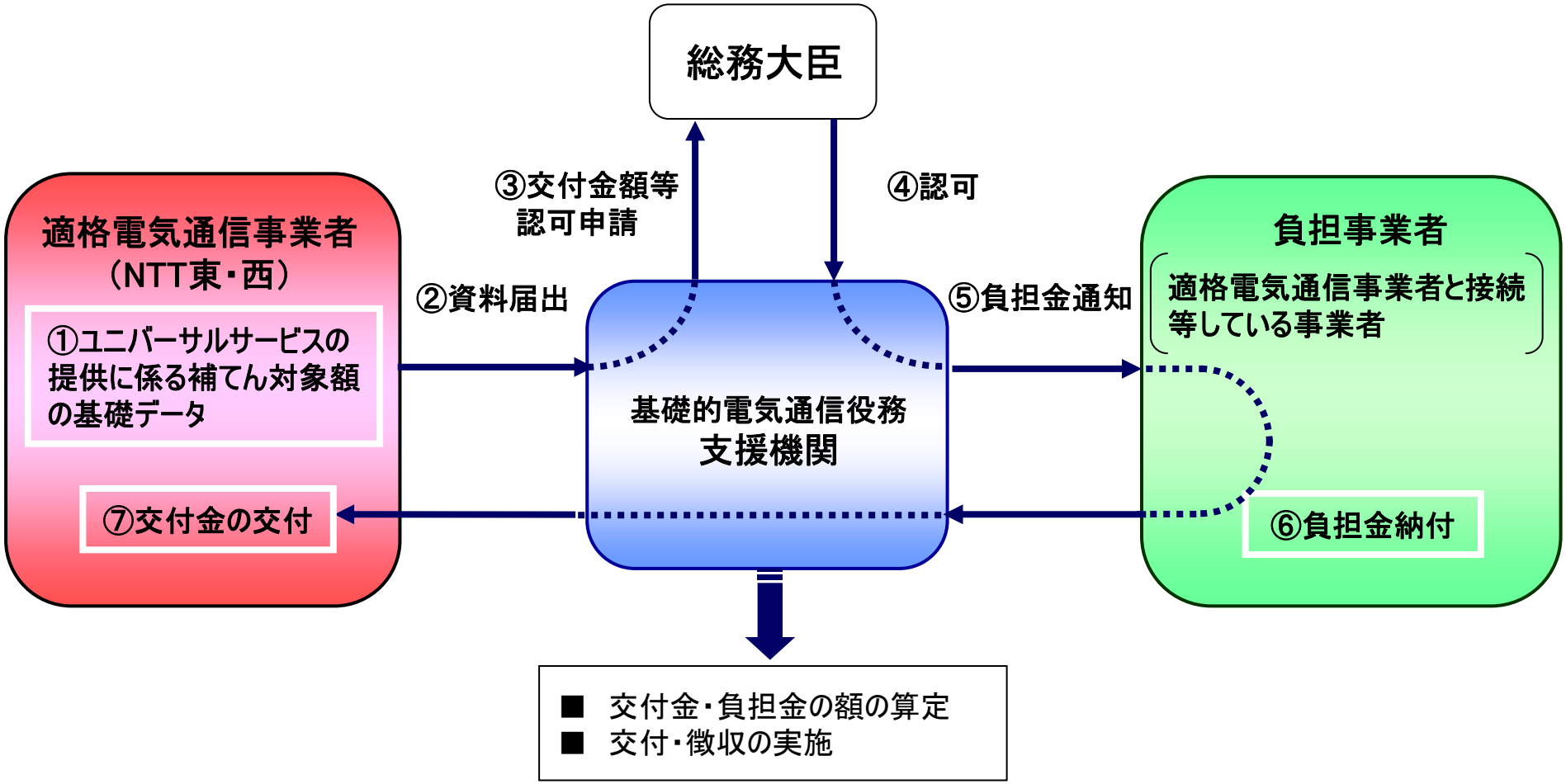


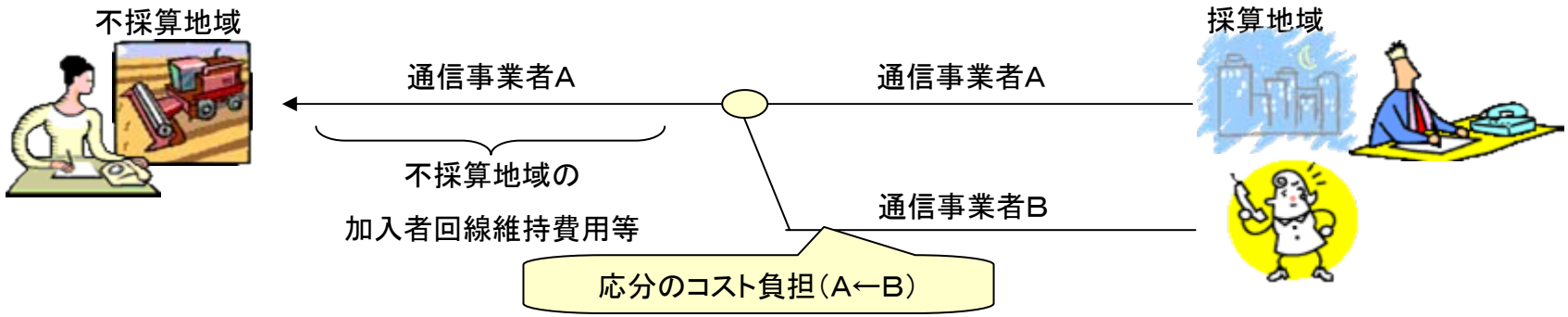

# ■　ユニバーサルサービス制度の整備に至る経緯

## 制度整備

**00年12月**

情報通信審議会答申

「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申」

**01年6月**

改正電気通信事業法の公布

**02年6月**

改正電気通信事業法の施行

**05年10月**

情報通信審議会答申

「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」

- ベンチマーク方式の採用
- 電気通信番号数ベースの拠出

## 制度施行

**05年12月**

基礎的電気通信役務支援機関の指定

**06年3月**

適格電気通信事業者の指定（NTT東西）

**06年8月**

NTT東西17年度の基礎的電気通信役務収支表の公表

- NTT東西合計で▲518億円の赤字

（NTT東：▲294億円
NTT西：▲224億円）

**06年11月**

交付金及び負担金の認可

- NTT東西の補てん対象額約152億円

**07年4月～**

07年1月末の番号数に係る負担金から徴収開始

# ■　ユニバーサルサービスに係る交付金交付等に関する認可について

■　11月21日（火）、情報通信審議会においてユニバーサルサービス制度に係る交付金の交付等について**認可が適当**とする答申。
■　パブリックコメントにおける意見を踏まえ、**同審議会は要望事項**として以下の5項目を提示。
■　これを受け、総務省は、**NTT東西等に対し行政指導**を行うとともに、ユニバーサルサービス制度の在り方について検討を開始。

## 審議会からの要望

（☜9月29日から10月30日までの間実施したパブリックコメントにおいて、消費者団体を中心に、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）の経営効率化、基本料体系の見直し、情報開示の徹底などを求める意見あり）

### ①　経営効率化の推進（☞ NTT東西）

○　NTT東西が交付金を受けるに際し、一層の効率化を行い赤字の縮小に努めるため、以下を要望。

■　交付金の算定に用いた経営効率化率（7%）の達成度合い（実績）を総務省に報告すること。

■　経営効率化の具体的方策を毎年度、事業計画時に総務省に提出すること。

### ②　基礎的電気通信役務の提供に係る情報の開示促進等（☞ NTT東西）

■　基礎的電気通信役務収支の状況、高コスト地域に関する情報、第一種公衆電話の設置に関する情報など一層の開示促進等を図り、その実施計画を総務省に報告・公表すること。

### ③　利用者利益の最大化に向けた料金体系の継続的検討（☞ NTT東西）

○　基本料体系の級局格差の見直しは、ユニバーサルサービス制度の在り方に影響を与えるため、以下を要望。

■　基本料体系の在り方の検討を継続し、基本料体系を見直す場合には、速やかに総務省に報告・公表すること。

### ④　ユニバーサルサービス制度の見直し検討（☞ 行政）

■　新競争促進プログラム2010に基づき、今後のユニバーサルサービス制度の在り方の検討を着実に進めること。

■　上記の検討に当たっては、PSTNからIP網への移行の見通し、基本料体系の見直し、接続料算定の在り方などの整合性を確保 しつつ、一体的に行うこと。

### ⑤　利用者への（制度に関する）情報提供の徹底（☞ 行政、支援機関、NTT東西、負担事業者）

■　ユニバーサルサービス制度が国民利用者の利益に深く関係するものであることにかんがみ、情報提供を徹底すること。

# ■　ユニバーサルサービス制度の補てんの対象となる高コスト地域に関する情報開示

■　NTT東西は、都道府県単位で、最高コスト局が属するMA名（単位料金区域：全国に566）及びそのコスト単金並びに最低コスト局が属するMA名及びそのコスト単金を開示（H17.10）。

■　更に、高コスト地域（上位4．9%の高コスト回線）が含まれるMA名及び当該MA内における高コスト回線数の割合を開示（H18.12）。

| 都道府県名 | 最も高コストの局 | | | | | | 最も低いコストの局 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 局が属するMA | コスト単金（円/月） | サービス・設備の状況 | | 各地域の特徴 | | 局が属するMA | コスト単金（円/月） | サービス・設備の状況 | |
| | | | 加入数（回線） | 加入密度（回線/㎢） | 離島 | 山間・原野 | | | 加入数（回線） | 加入密度（回線/㎢） |
| 全国 | 夕張 | 405,305 | 3 | 0.0 | | ○ | 川口 | 1,387 | 54,974 | 7,166.7 |
| 北海道 | 夕張 | 405,305 | 3 | 0.0 | | ○ | 札幌 | 1,615 | 12.871 | 1,122.6 |
| 青森 | むつ | 16,752 | 93 | 41.1 | | ○ | 青森 | 1,724 | 23.334 | 891.1 |
| 岩手 | 岩泉 | 21,759 | 72 | 17.1 | | ○ | 盛岡 | 1,671 | 25,465 | 1,163.2 |
| 宮城 | 築館 | 25,052 | 74 | 12.6 | | ○ | 仙台 | 1,761 | 14,889 | 1,997.4 |
| 秋田 | 角館 | 16,025 | 300 | 2.1 | | ○ | 秋田 | 1,859 | 5,804 | 209.8 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 東京 | 八丈島 | 157,864 | 247 | 29.3 | ○ | | 東京 | 1,705 | 39,190 | 9,054.5 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 大阪 | 岸和田貝塚 | 24,173 | 290 | 36.9 | | ○ | 大阪 | 1,546 | 39,995 | 5,326.4 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 福岡 | 八女 | 24,004 | 105 | 7.7 | | ○ | 北九州 | 1,714 | 24,920 | 1,423.4 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 鹿児島 | 中之島 | 83,912 | 45 | 2.2 | ○ | | 鹿児島 | 1,814 | 30,916 | 1,136.5 |
| 沖縄 | 八重山 | 25,233 | 106 | 6.8 | ○ | | 那覇 | 1,659 | 25,890 | 3,579.6 |
| 平均 | | 26,188 | 162 | 3.3 | － | － | － | 1,694 | 20,528 | 775.5 |

＋

| 都道府県名 | MA名 | MAに属する加入者回線の総数 | 当該MAに含まれる高コスト地域の収容局に属する加入者回線数 | MAの総回線に占める高コスト地域の加入者回線数の割合 |
|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 札幌 | 836,058 | 874 | 0.1% |
| 北海道 | 函館 | 150,493 | 3,651 | 2.4% |
| 北海道 | 小樽 | 60,069 | － | 0.0% |
| 北海道 | 旭川 | 163,747 | 1,345 | 0.8% |
| 北海道 | 室蘭 | 63,442 | － | 0.0% |
| 北海道 | 釧路 | 87,686 | 4,601 | 5.2% |
| 北海道 | 帯広 | 102,730 | 6,149 | 6.0% |
| 北海道 | 北見 | 52,238 | 7,397 | 14.2% |
| ▪ | ▪ | ▪ | ▪ | ▪ |
| ▪ | ▪ | ▪ | ▪ | ▪ |
| ▪ | ▪ | ▪ | ▪ | ▪ |
| ▪ | ▪ | ▪ | ▪ | ▪ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| （参考）全国平均 | 2.421 | 5,083万 | 198,4 |

# ■　高コスト地域の分布

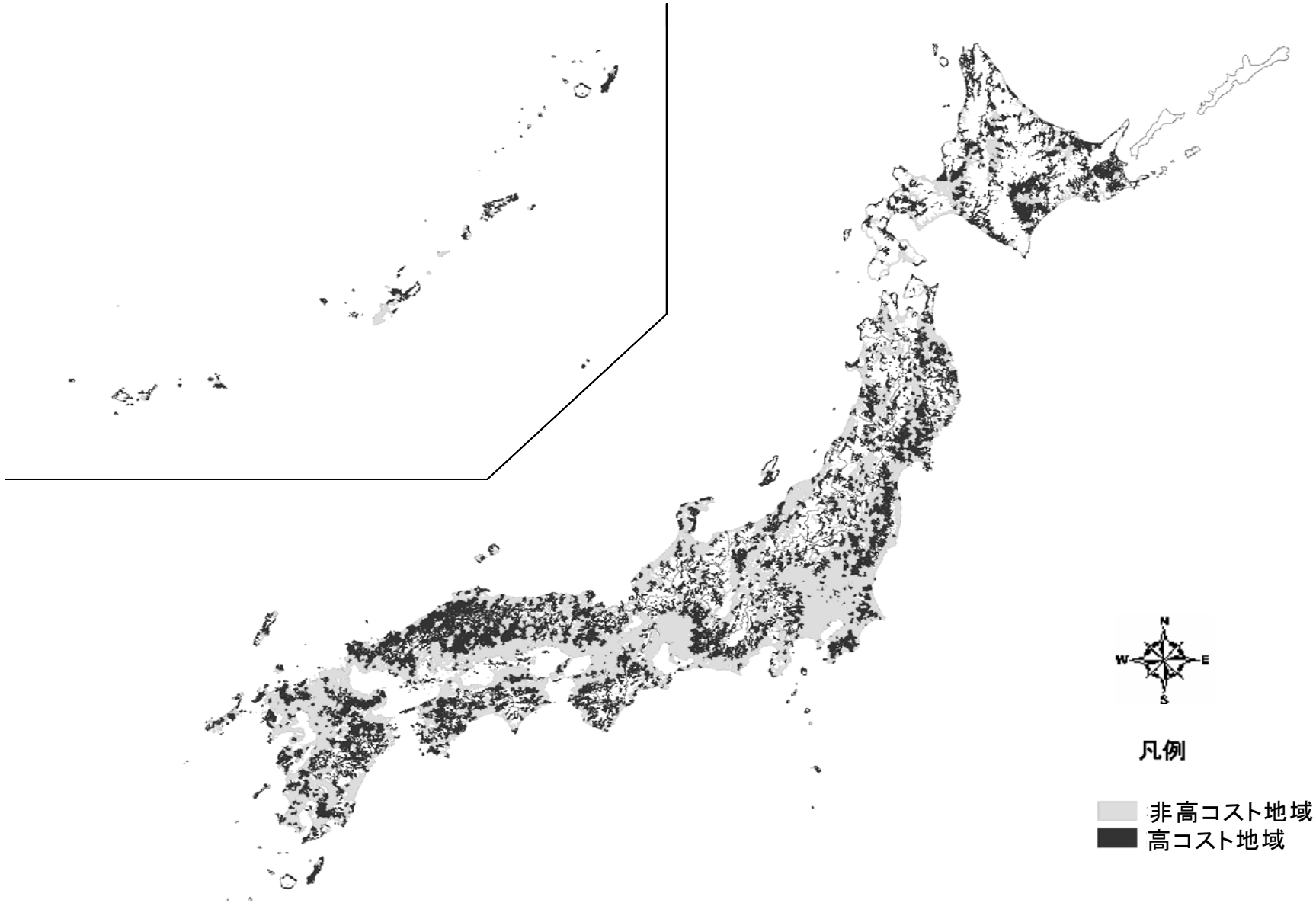

# ■　ユニバーサルサービスの料金の低廉性の確保

## 指定電気通信役務

ボトルネック設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されないサービス。
例：NTT東西のBフレッツ等

### 特定電気通信役務

利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービス
例：NTT東西の加入電話・公衆電話・専用線

**加入電話**
**公衆電話**

## 基礎的電気通信役務

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務。

対象：加入電話、公衆電話、緊急通報

NTT東西の加入電話のシェア低下により対象外となる可能性

## プライスキャップ制度

特定電気通信役務について、事業者の経営効率化を促すとともに料金の低廉化の実現を目的として導入(平成１２年１０月適用開始)。

## ユニバーサルサービス制度

■ユニバーサルサービスの維持を目的として導入（平成１４年６月）
■料金低廉化のための規制はなし。

**料金のAffordability確保**

☞プライスキャップ制度

○NTT東西が提供する固定電話及び専用線について、一定のサービス区分（バスケット）ごとに料金水準の上限を規制。

○料金水準の条件は、バスケット内の料金を指数化した上で当該指数の上限値として規定（基準料金指数）。

# ■　現行のユニバーサルサービス制度の概要

| | 現行制度の考え方 | 現行制度の具体的内容 |
|---|---|---|
| サービスの範囲 | ○ 国民生活に不可欠<br>○ 全国あまねく公平<br>○ 最低限のサービス | ○ 加入電話<br>○ 公衆電話<br>○ 緊急通報 |
| 供給体制 | ○ NTT東西が適格電気通信事業者となることが前提 | ○ 加入電話の業務区域の基準は、全世帯に提供可能であること（都道府県単位）<br>○ 公衆電話の業務区域の基準は、都道府県単位で一定数以上設置<br>○ 加入電話、公衆電話、緊急通報全ての提供が条件 |
| 算定方法 | ○ 高コスト地域の費用の一部を補てん | ○ ベンチマーク方式により高コスト4.9%の地域の全国平均以上の費用（約152億円） |
| 負担方法 | ○ NTT東西と接続すること等により受益している電気通信事業者が負担 | ○ 前年度の電気通信事業収益が10億円を超え、かつ、ユーザに電気通信番号を付与(52社) |
| その他 | | ○ 加入電話、公衆電話はプライスキャップの対象<br>○ 地理的格差の解消が制度の前提 |

# ■　ユニバーサルサービス制度の見直し

## 制度趣旨

NTT東西が内部相互補助により確保してきたユニバーサルサービスのコストを客観的ルールで算定し、ユニバーサルサービスの維持から受益している他の電気通信事業者も応分のコスト負担を行う制度。

●加入電話サービス（加入者回線アクセス＝基本料相当部分）
●第一種公衆電話サービス
●緊急通報サービス（警察110番、消防119番、海保庁118番）

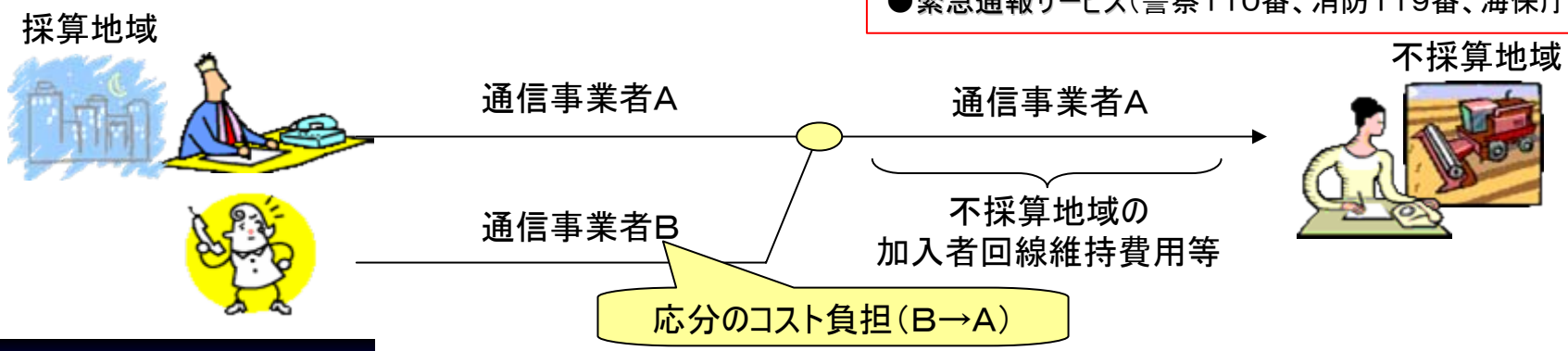


## 見直しの必要性

●IP化の進展に伴うサービスの垣根、距離区分の喪失により、ユニバーサルサービスの対象範囲を具体的に定義し、制度を維持していくことは困難。
●「ユニバーサルアクセス」の概念（ブロードバンドへのアクセスについて、地域間格差なく誰もが利用可能な条件で利用できる環境の維持）等について、今後更に検討を深めていくことが適当。
●検討課題
　1）モビリティのあるサービスの「あまねく提供」(universality)の要件
　2）複数サービスを制度の補てん対象とすることによる補てん額の増大を抑制するための要件
　3）料金の“低廉性（affordability）”の判断基準

●10年度のブロードバンドゼロ地域解消（全国レベルでのブロードバンド基盤の整備完了）等を念頭に、09年段階で本格的に検討。
●専門家で構成する検討の場を設け、具体的な論点の取りまとめや見直しに向けてのF/Sを行い、07年中に検討結果を公表。

（出典)IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会報告書（06年9月）

# ■　諸外国のユニバーサルサービスの考え方

## ユニバーサルサービスの考え方

### 米国

**○ ユニバーサルサービスの原則　（連邦通信法第254条(b)）**

(1)　品質及び料金

良質なサービスが公正、妥当かつ低廉な料金で利用可能

(3)　農村地域及び高コスト地域におけるアクセス

全国の全ての地域の消費者が、長距離サービス及び高度な電気通信・情報サービスを含む電気通信・情報サービスについて、都市地域と合理的な範囲で同等の(reasonably comparable)サービスに、合理的な範囲で同等の料金でアクセスできること。

(5)　明確かつ予測可能な支援制度

ユニバーサルサービスを維持し、推進させるため、明確、予測可能、かつ、効率的な連邦及び州の制度を設定すべきである。

**○ ユニバーサルサービスを設定する際の考慮すべき点（連邦通信法第254条(c)）**

(A)　教育、公衆衛生又は公共の安全にとって不可欠であること

(B)　顧客による市場選択の作用を通じて、充分に多数の住宅用顧客が加入していること

(C)　電気通信事業者により構築された公衆電気通信網により提供されていること

(D)　公共の利益、便宜、必要性に合致すること

### EU

**○　ユニバーサルサービスの利用可能性（ユニバーサルサービス指令第3条第1項）**

加盟国は、地理的位置にかかわらず国内の全ての利用者に対して、所定の品質で、各国に固有の条件に照らした負担可能な料金(affordable price)で利用可能となるよう保証しなければならない。

**○　実装アプローチ（ユニバーサルサービス指令第3条第2項）**

加盟国は、客観性、透明性、無差別性及び比例の原則を尊重しながら、ユニバーサルサービスの実装を保証するための最も効率的かつ適切な方法を決定するものとする。

加盟国は、公共の利益を保護するのと同時に、市場のゆがみ、とりわけ通常の商業条件を逸脱する価格又はその他の条件の対象となるサービスの提供を最小限となるよう努めるものとする。

**○　ユニバーサルサービス義務の範囲の変更や再定義に当たっての考慮すべき観点（ユニバーサルサービス指令付属書Ⅴ）**

当該サービスが消費者の大多数(majority)に利用可能であり、かつ、利用されていること。また、少数(minority)消費者にとって利用不可能であることや利用しないことが社会的な排除(exclusion)に結びついてはならない。

当該サービスの利用可能性及び利用が、全ての消費者に（当該サービスが通常の商業的環境の下では公衆に提供されないような状況下でも公的な介入が正当化できるほどの）一般的な純便益をもたらすこと。

# ■　諸外国のユニバーサルサービス制度の概要

| | アメリカ | フランス（注1） | イタリア（注1） | 韓　国 | 日　本 |
|---|---|---|---|---|---|
| 制度創設 | 1996年 | 1996年 | 1997年 | 2000年 | 2001年 |
| ユニバーサルサービスの定義 | 良質なサービスが公正、妥当かつ低廉な料金で利用可能<br>全国全ての地域の消費者が都市地域と合理的に同等の電気通信・情報サービスに合理的に同等の料金でアクセスできること | 利用可能な料金で一定の品質を有する電話サービスの公衆への提供 | 一定の品質で、その所在地に関わらず、社会的に特別の条件も考慮の上、全ての顧客が利用可能な最低限の要素として定義されたサービス | すべての利用者がいつでもどこでも適正な料金で提供を受けることができる基本的な電気通信役務 | 国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして、総務省令で定める電気通信役務 |
| 補てんを受ける事業者（固定電話サービスのシェア（注2）） | 一定の要件を満たした事業者(注3) | フランステレコム（約82%） | テレコムイタリア（約99%） | KT（約93%） | NTT東・西（約98%） |
| ユニバーサルサービスの範囲 | ・音声通話の利用（注4） | ・加入電話<br>・公衆電話<br>・緊急通報<br>・電話帳 | ・加入電話<br>・公衆電話<br>・緊急通報<br>・電話帳、番号案内 | ・加入電話<br>・公衆電話<br>・緊急通報 | ・加入電話<br>・公衆電話<br>・緊急通報 |
| 補てん額（注5） | 約4,350億円（注4）（2005年度） | 約45億円（2004年度） | 約45億円（2002年度） | 約65億円（2004年度） | 約152億円（2006年度） |
| 基金への拠出事業者 | 州際電気通信サービス提供事業者 | 電気通信事業者（注6） | 電気通信事業者（収益が全事業者合計の1%に満たない事業者は免除）（注6） | 電気通信事業者（収益が30億円以下の事業者は免除） | 電気通信番号を指定された電気通信事業者（前年度収益が10億円以下の事業者は除く） |
| 基金への拠出方法 | 電気通信事業収益比（州際収益のみ）（注7） | 電気通信事業収益比 | 電気通信事業収益比 | 電気通信事業収益比 | 電気通信番号数比 |

注1：EC指令において、事業者によるユニバーサルサービス提供が不公平な負担となっている場合においては、コスト分担のための仕組み（基金制度等）を導入することとされている。なお、同指令において、その範囲は加入電話、公衆電話、緊急通報、電話帳とされている（ブロードバンドサービスは対象外）。
注2：フランスは2005年6月末現在・回線数ベース、イタリアは2002年末現在・回線数ベース、韓国は2005年末現在・市内電話加入者数ベース、日本は2005年3月末現在・回線数ベースのデータ。
注3：州の公益事業委員会が適格電気通信事業者を指定。同一地域で複数の事業者が補てんを受けることも可能。
注4：高コスト地域サポートの他、低所得者サポート（約914億円）、学校・図書館サポート（約1,904億円）、ルーラル医療機関サポート（約29億円）がある。このうち、学校・図書館サポートは、ルーラル地域のインターネット接続や教室間LANのための電気通信サービス料金を減額するもので、ルーラル医療機関サポートは、ルーラル地域の医療機関に対して1.544Mbpsまでの帯域を同一州の近隣都市と同等の料金で提供可能とするためサポートするものである。
注5：為替レートは補てん対象年度の毎月末時点のレートの平均（数字は日本銀行公表資料による）。
注6：エンドユーザーにサービス提供している事業者に限る。
注7：アメリカではFCCにおいて現行制度の見直しについて検討中。

# ■　米国におけるユニバーサルサービス制度見直しの動向

## 基金への拠出

■州際電気通信サービスを提供しているすべての電気通信事業者が基金への拠出義務を負う。（米国通信法第254条）

・ただし、州際電気通信事業者であっても、小規模事業者は免除されるなどの例外がある。
・州際通信及び国際通信の収入に一定率（拠出割合）を乗じた額を、基金へ拠出する。
・携帯事業者の場合、州内・州際という区分はないが、州際通信を行っているため、通信収入の一定割合を州際通信業務収入であるとみなし、携帯事業者にも基金への拠出を求めている（「ハーバー条項」）。

■近年、州際通信業務収入は減少する一方、適格電気通信事業者の増加により基金額は増加。

## 最近の見直しの動向

■　連邦・州合同委員会は、05年8月ユニバーサルサービス基金の改革に関する提案を公表し、意見募集を実施。

（CETCへの補填額の算定方法、拠出の基礎の変更、各州への配分方式等）
（出典）FEDERAL-STATE JOINT BOARD ON UNIVERSAL SERVICE SEEKS COMMENT ON PROPOSALS TO MODIFY THE COMMISSION'S RULES RELATING TO HIGH-COST UNIVERSAL SERVICE SUPPORT, FCC 05J-1 (August 17, 2005)

■　議会においては、州内業務の収益を拠出ベースに加えること、各事業者の回線数（あるいは電話番号数）をベースとする方法に変更することなどが議論されてきており、また、本年１月Stevens議員からユニバーサルサービス改正法案が議会に提出されている（次頁参照）。

■　06年７月FCCは、基金の安定性を確保するため、以下を決定。
・携帯事業者のみなし収入の比率を28．5%→37.1%に引き上げ。
・相互接続型VOIP事業者にも基金への拠出義務を負わせる。

## 逆オークション制度

■FCCは06年8月に、逆オークション（競争的入札）方式の導入の是非について意見募集を実施 。当該制度の是非、適用範囲、実装方式などについて、今後幅広い議論が行われる予定。

（出典）Federal-State Joint Board on Universal Service Seeks Comment on the Merits of Using Auctions to Determine High-Cost Universal Service Support, Public Notice, FCC 06J-1 (Aug. 11, 2006)

【実装案の主な内容】
・最大２社要請される適格電気通信事業者のうち、１社にはブロードバンドインターネットアクセスを、もう1社にはワイヤレスモビリティを提供すること。
・自前のネットワークで地域内の世帯の90%以上を提供可能であること、残りは可能な限り他社再販により提供可能であること。
・サービスエリアは、原則として郡（county:州の下位の行政区画）とするルーラル事業者には郡よりも狭い現行のサービスエリアに限った提供も認める。
・契約期間は１０年。適格事業者は、次期落札者が必要な場合には、次期落札者に不可欠設備を合理的な市場価格で譲渡すること。

# ■　ユニバーサルサービス改正法案（米国）

## 法案の提出等

■　上院の商業・科学・運輸委員会のスティーブンス議員は、１月４日、ユニバーサルサービス見直し法案（Universal Service for Americans Act,　or USA Act）を提出。

■　法案の内容は、ユニバーサルサービス基金への拠出対象事業者の拡大や、ブロードバンド整備に対するユニバーサルサービス基金からの補てんなどを規定。

## 法案の主な内容

### ①　拠出対象事業者の拡大

・すべての通信事業者（Communications Service Provider；電気通信事業者に加え、ブロードバンド　サービス事業者、IP電話サービス事業者）に基金への拠出義務を負わせる。

### ②　基金への拠出

・具体的な拠出ベースについては、競争・技術中立的な手法であること等を要件として、(i)収入ベース（州際収入に限定されな）、(ii)稼動電話番号数やコネクション数ベース、(iii)容量ベースなどの方法を挙げ、いずれか（もしくは複数の組み合わせ）を選択するようFCCに裁量を認めている。

### ③　ブロードバンドの普及支援

・未整備地域へのブロードバンド（固定。移動・衛星）提供に対して資金援助を行うため、ユニバーサルサービス基金にブロードバンドアカウントを設け、建設コスト等についてユニバーサルサービス基金から拠出される（ただし年間の上限を5億ドルとする ）。

### ④　適格電気通信事業者の指定

・適格電気通信事業者（ETC）指定のガイドラインを作成。ETCは指定されたエリアにおける全ての消費者へのサービスを提供、合理的なコストにより適切なサービス提供が行われることの立証、ユニバーサル基金からの支援によりどのようにネットワークの改善等が図られるかについての2年間の計画の提出、等が求められる。

### ⑤　その他

・ IP電話サービス事業者に対しても通信法第251条、第252条（相互接続）に基づく権利を与え、義務・責務を課す。

# ■　EUにおけるユニバーサルサービス制度見直しの動向

## 最近の見直しの動向

**■欧州委員会は、06年4月にユニバーサルサービスの範囲の見直しの結果についてコミュニケーションを発表。**

（出典）Report regarding the outcome of the Review of the Scope of Universal Service in accordance with Article 15(2) of Directive 2002/22/EC （COM(2006)163）

・同コミュニケーションは、05年5月に行われた意見募集の結果を踏まえたもの。

・ユニバーサルサービスの範囲に、携帯電話、ブロードバンドを含めるかどうかについて検討。結果、変更を加えず見直しを先送り。

【携帯電話】

競争的にサービスが提供されていることから、ユーザーは広範で手頃な価格の携帯電話サービスへのアクセスが可能であり、これを利用できないことで社会的に阻害される懸念はない。

【ブロードバンド】

EU加盟各国でブロードバンドの普及を進めているとはいえ、現時点での普及率は低い（EU加盟25カ国では6.5%）。したがって、ブロードバンドサービスは社会への参画に不可欠なものとは言えず、ユニバーサルサービスに含まれるための条件は満たしていない。

## 今後の動向等

**■欧州委員会は、06年6月に、「2002年電子通信規制の見直し枠組み」の見直しについて意見募集を実施。ユニバーサルサービス制度についても、これまでの議論を踏まえ見直しを提案。**

（出典）Functioning of regulatory framework for electronic communications and services (June 29, 2006) (COM(2006)334)

【主な見直しの提案事項】

・現行のユニバーサルサービス指令について、IP化への移行を踏まえ、ネットワークのアクセス回線の提供者とサービスの提供者への義務を分離。

・番号データの卸提供義務は維持しつつ、電話帳及び番号案内サービスをユニバーサルサービスの範囲から除外。

**■また、欧州委員会は、同意見募集において、2007年に21世紀におけるユニバーサルサービスの在り方に関するさらに幅広い論点を取り扱うグリーンペーパーを公表することを明示している。**

# ユニバーサルサービス制度現状と課題

1. ユニバーサルサービス制度の現状

✓ 2. ユニバーサルサービスを巡る市場環境の変化

3. 制度見直しに向けた検討の視点（検討アジェンダ）

# ■　ブロードバンドサービスの加入契約状況

ブロードバンド全体の加入数は、都市部などの一部の地域でADSL契約数が減少傾向（平成１８年６月末と比べ約９．４万の減）であるが、光ファイバ（FTTH）の伸びは、対前年度比で約１．８倍の約７１５万加入と急増している。（ブロードバンド総加入者数は約２，５０４万加入）

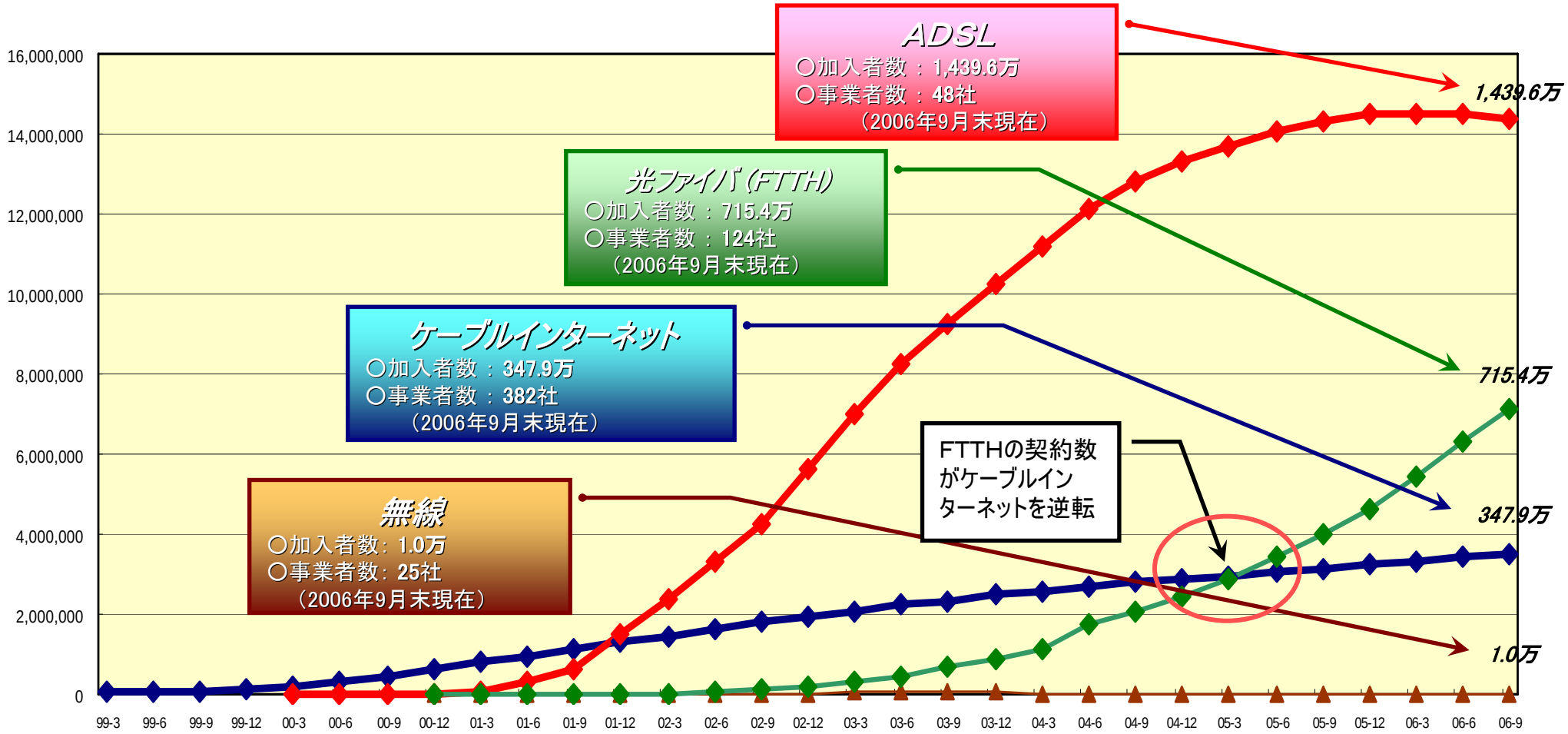


※2004年5月末までは任意調査、2004年6月末より改正電気通信事業報告規則に基づく調査。

# ■　加入者系光ファイバ整備の進展状況

| 区　　分 | | カバー率 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 94年度末 | 95年度末 | 96年度末 | 97年度末 | 98年度末 | 99年度末 | 00年度末 | 01年度末 | 02年度末 | 03年度末 | 04年度末 | 05年度末 |
| 政令指定都市及び県庁所在地級都市 | 全エリア | 16% | 21% | 28% | 34% | 44% | 56% | 61% | 77% | 89% | 94% | 95% | 95% |
| | ビジネスエリア | 32% | 47% | 74% | 89% | 92% | 93% | 94% | 95% | 97% | 97% | 98% | 98% |
| 人口10万人以上の都市等 | 全エリア | 8% | 11% | 11% | 13% | 22% | 31% | 40% | 54% | 73% | 86% | 88% | 90% |
| | ビジネスエリア | 6% | 23% | 48% | 59% | 69% | 72% | 72% | 77% | 85% | 87% | 87% | 90% |
| その他 | | 2% | 3% | 5% | 6% | 8% | 14% | 22% | 38% | 49% | 59% | 65% | 70% |
| 全国 | | 10% | 13% | 16% | 19% | 27% | 36% | 43% | 59% | 72% | 80% | 84% | 86% |

注）「ビジネスエリア」とは、事務用加入比率が50%以上のエリアを指す。

# ■　携帯電話の加入数の推移

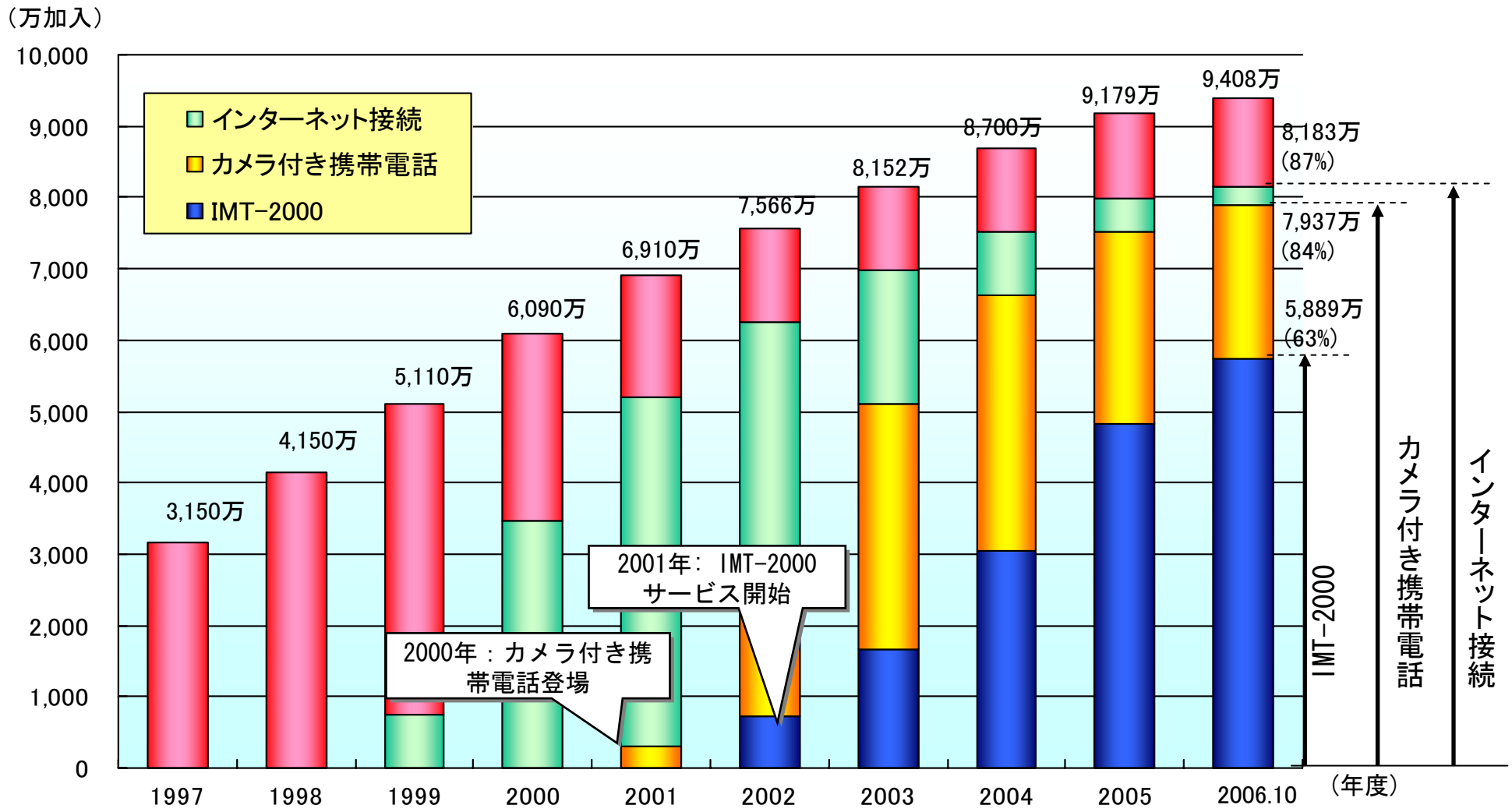

# ■　新たな無線アクセスの導入に向けた取組みの状況

| | FWA<br>(Fixed Wireless Access) | 広帯域移動無線アクセス<br>(WiMAX、次世代PHS等) | 無線LAN | UWB<br>(Ultra Wide Band) |
|---|---|---|---|---|
| 通信距離・速度 | 数百～数km・最大156Mbps | 数km程度・最大20～30Mbps | 数十～数百m・最大54Mbps | 10m程度以下・最大数百Mbps |
| 周波数帯 | 18GHz帯、22GHz帯、26GHz帯、38GHz帯、60GHz帯 | 2.5GHz帯 | 2.4GHz帯、5GHz帯 | 3.4～4.8GHz帯、7.25～10.25GHz帯 |
| 概要 | ● 家庭内・オフィス内までのインターネット接続回線<br>● ビル間中継等の専用回線 | ● 自宅や職場から持ち出したパソコンをどこでもブロードバンド環境で使用可能とする無線アクセス<br>● 条件不利地域における有線ブロードバンドの代替システム | ● 家庭内・オフィス内等の構内回線<br>● 無線スポット等のインターネット接続回線 | ● パソコン周辺機器間の高速ファイル転送<br>● ホームサーバからTVディスプレイ、スピーカ等へのストリーミング伝送 |
| 我が国における取組動向 | ● ９８年に22GHz帯、26GHz帯、38GHz帯において導入し、それ以降、60GHz帯の導入（００年）、26GHz帯の追加（０１年）、18GHz帯の追加（０３年）等を行ってきたところ | ● ０５年１２月、ワイヤレスブロードバンド推進研究会よりワイヤレスブロードバンドの具体的システム、導入シナリオ、周波数帯等について報告書をとりまとめ<br>● ０６年１２月に、情報通信審議会において広帯域移動無線アクセスの技術的条件の答申<br>● ０７年夏頃までに電波監理審議会にて技術基準に係る省令の改正を行った上で開設計画認定（事業者決定）を行う予定 | ● ９２年に2.4GHz帯において導入し、それ以降、国際標準規格の策定等に合わせ、5GHz帯の追加（００年、０５年）等を行ってきたところ<br>● 5GHz帯の高出力無線LANについては、登録制を導入（０５年）<br>● ０６年１２月に、情報通信審議会より、100Mbps以上の伝送速度を実現する高速無線LANの技術的条件について一部答申されたところであり、当該答申を受け、０７年中に関係省令等を整備する予定 | ● ０６年３月、情報通信審議会より、UWB無線システムの技術的条件について一部答申されたところ<br>● 当該答申を受け、０６年８月に、UWB導入のための関係省令等を整備 |

# ■　無線アクセスのイメージ

## 無線LAN

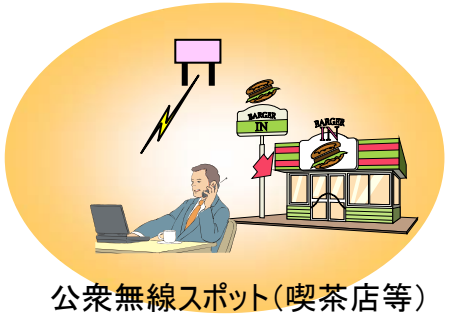


公衆無線スポット（喫茶店等）

公衆無線スポット（公園等）

## FWA

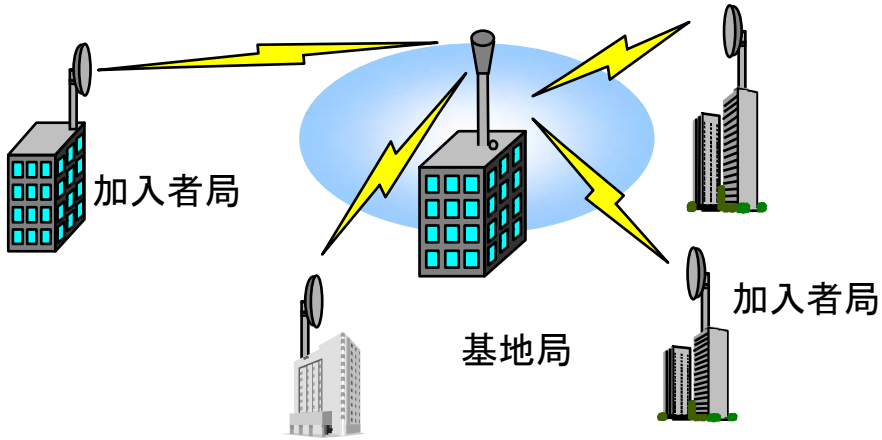


## 広帯域移動無線アクセス

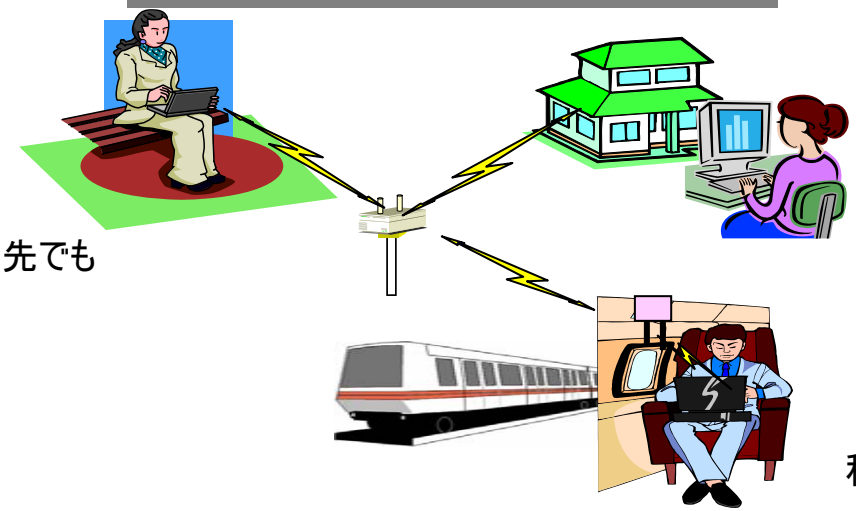

外出先でも

自宅でも

移動先でも

# 主な公衆無線LANサービスの概要

| 事業者名 | NTTコム | NTTドコモ | ソフトバンクテレコム | ライブドア | FREESPOT協議会 | 日本通信 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| サービス名 | HOTSPOT | Mzone | BBモバイルポイント | livedoor Wireless | FREESPOT | Bスポット |
| 値段 | 1,600円／月<br>500円／日<br>他 | 1,500円／月<br>500円／日 | プロバイダ毎に異なる<br>一例：<br>Yahoo!プレミアム会員<br>210円／月<br>Yahoo! BB<br>290円／月 | 500円／月 | 無料（一部有料のエリア有り） | 定額、プリペイド方式 |
| 提供エリア | ・全国47都道府県<br>・約3,000アクセスポイント<br>・ファーストフード、飲食店、交通機関 等 | ・全国47都道府県<br>・約1600エリア 約4,000アクセスポイント<br>・ファーストフード、飲食店、交通機関 等 | ・全国47都道府県<br>・ファーストフード、飲食店、交通機関 等 | ・東京都山手線圏内の約80%をカバー<br>・約2200台のアクセスポイントを設置予定 | ・飲食店、ホテル、公共機関等<br>・店舗がオーナーとしてサービス提供 | ・全国8500ポイント |
| 事業開始時期 | 2002年5月 | 2002年7月 | 2004年4月 | 2005年12月 | | 2001年12月 |

（各社ホームページより作成）

# ■　ブロードバンドの全国整備に向けた支援措置【総務省】

## 1. 基盤法による支援策：事業者に対する投資インセンティブ

### 低利融資

・ 光ファイバ、ADSL等のブロードバンド基盤整備のための投資に係る資金需要に対する低利融資（日本政策投資銀行）
　・ 金利：高度デジタル特利

### 利子助成

・ 上記低利融資に係る利子につき、情報通信研究機構から事業者に対する助成金交付（下限金利につき、過疎地等優遇あり）
　・ 助成幅：最大2.0%
　・ 助成後下限金利：一般地域　　2.0%
　　条件不利地域　1.6%*
　　*：財投金利が1.6%を下回る場合は財投金利を適用

### 税制優遇措置

#### 法人税の特別償却（国税）

#### 固定資産税の課税標準の圧縮（地方税）

### 債務保証

・ 光ファイバ、DSL等のブロードバンド整備時の資金借入等についての情報通信研究機構による債務保証

## 2. 交付金、補助金の交付：地方自治体に対する支援

### 交付金

○ 地域情報通信基盤整備推進交付金　（平成18年度～）
　・ 地域の特性に応じた情報通信基盤を整備し、情報格差の解消を行う地方自治体等に対し、有線・無線を問わない幅広い支援対象による補助を実施

### 補助金

○ 地域イントラネット基盤施設整備事業
　・ 地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るために学校、図書館、公民館、市役所等を高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に対する支援

### 特別交付税措置

・ ブロードバンド・ゼロ地域を解消するため、ブロードバンドを整備しようとする民間事業者に対し、市町村が補助する場合に、その経費の1／2を上限として特別交付税の措置が可能

### 地方財政措置

・ 地方単独事業としてこれらの事業を行う場合等につき、地域活性化事業債、過疎対策事業債の起債が可能

## 3. その他の方策

・ 地方自治体の整備する光ファイバ網の民間開放の推進
　⇒「地方自治体が整備・保有する光ファイバ網の電気通信事業者への開放に関する標準手続」（平成16年6月　総務省）の周知徹底　等
・ 有線・無線の連携による柔軟なネットワーク構築の促進
・ 需要喚起

【参考】 移動通信用鉄塔施設整備事業

・ 携帯電話の利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差是正を図るため、過疎地等において、市町村の通信用鉄塔施設の整備に対する支援

# ■　次世代ブロードバンド戦略2010（整備目標）

**整備目標**

**2010年度までに**

① **ブロードバンド・ゼロ地域を解消する。**
（その過程において、ブロードバンド・ゼロ市町村を2008年度までに解消する。）

② **超高速ブロードバンドの世帯カバー率を90%以上とする。**

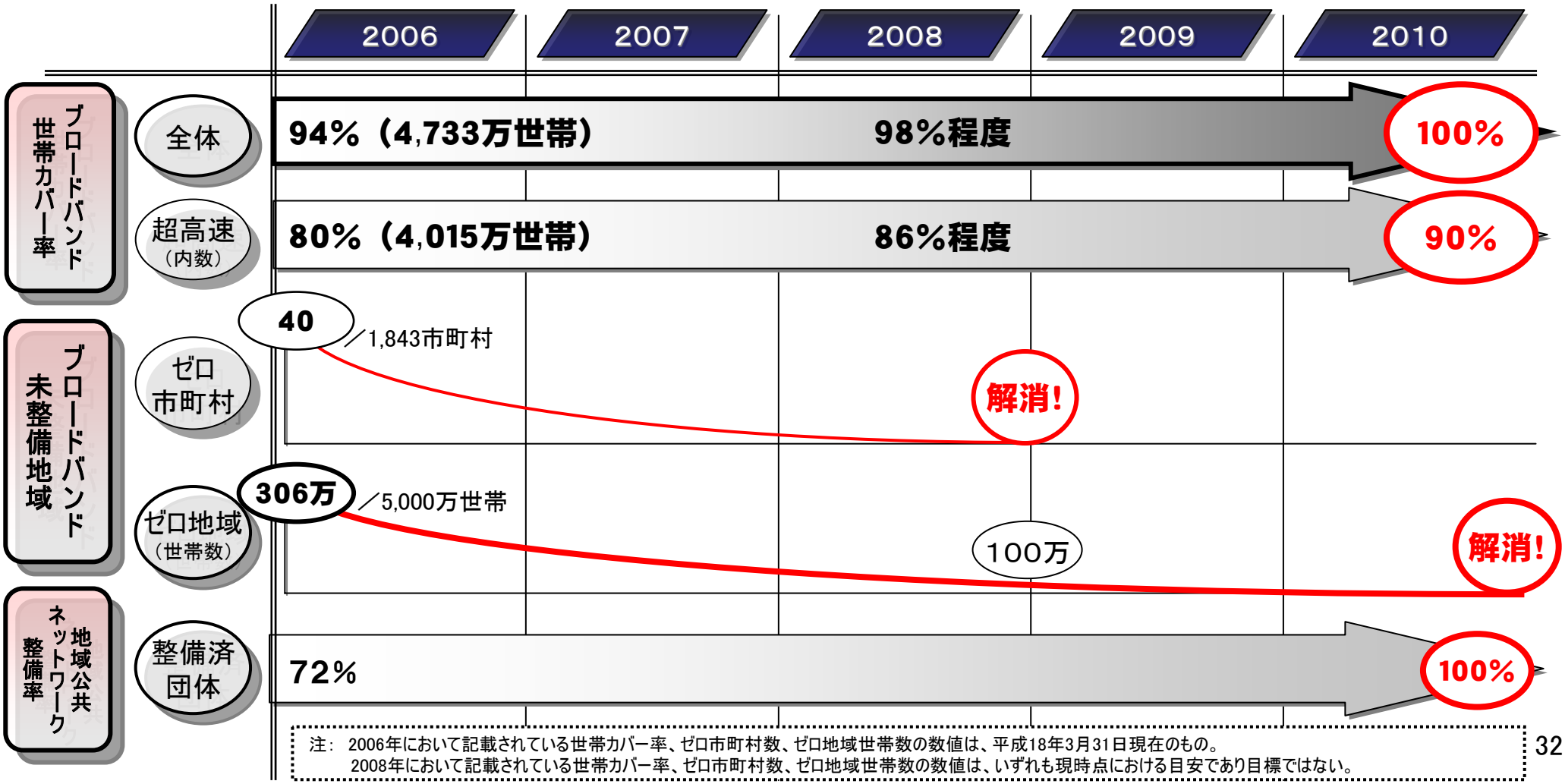


注：　2006年において記載されている世帯カバー率、ゼロ市町村数、ゼロ地域世帯数の数値は、平成18年3月31日現在のもの。
　　2008年において記載されている世帯カバー率、ゼロ市町村数、ゼロ地域世帯数の数値は、いずれも現時点における目安であり目標ではない。

# 自治体が敷設した加入者系アクセス網を利用して電気通信サービスを提供する事例

〇地方自治体が敷設した加入者系アクセス網を利用して、住民に電気通信サービスを提供する事例を類型化した。

・加入者系アクセス網：　提供方式として、FTTH、FWAがある。更にFTTHは、世帯当たり1芯または2芯がある。
・住民へのサービス提供主体：自治体、通信事業者のいずれかである。
・提供サービス：　インターネット接続、IP電話、IP告知、CATVなどがあり、自治体及び住民のニーズによって選択される。
・提供料金：　地域やサービス種別によって区々であるが、通信事業者が提供する同種サービスと概ね同等程度である。
・通信事業者：　住民に直接サービス提供、自治体からのサービス運営受託のいずれかの形態である。

| 提供パターン | 地域の例 | 開始時期 | 提供方式 | 参考URL |
|---|---|---|---|---|
| ①自治体が敷設した光ファイバまたはFWAを通信事業者がIRUで借り受け、通信事業者が自治体に対して「特定地域向けIPデータ通信網サービス」を提供し、自治体が住民にインターネット接続サービスを提供 | 秋田県由利本荘市（旧矢島町） | H15 | FTTH | 秋田県矢島町、総務省のモデル事業で町内に光アクセス網<br>http://internet.watch.impress.co.jp/www/article/2002/1003/yashima.htm |
| | 福島県南相馬市（旧原町市） | H15 | FWA | 福島県原町市、自治体のインフラを利用して40MbpsのFWAサービス<br>http://internet.watch.impress.co.jp/www/article/2003/0613/nttfwa.htm |
| | 宮崎県木城町 | H17 | FTTH | 日経デジタルコア「山間の町が日本最大の光ブロードバンドの町に」<br>http://www.nikkei.co.jp/digitalcore/local/13/ |
| | 山形県酒田市（旧八幡町） | H17 | FTTH | 加入者系光ファイバ網通信事業（e-なかネット）<br>http://www.city.sakata.yamagata.jp/Contents/ePage.asp?CONTENTNO=1944 |
| ②自治体が敷設した光ファイバを通信事業者がIRUで借り受け、通信事業者がブロードバンドサービスを提供 | 北海道ニセコ町 | H16 | FTTH | ニセコ町の誘致活動（IRU契約でBフレッツ開始へ）<br>http://www.ftta.net/archives/000957.html |
| | 福島県磐梯町 | H17 | FTTH | 磐梯町光ファイバー網設備整備事業<br>http://www1.town.bandai.fukushima.jp/t_optical/opti_project_03.htm |
| ③自治体が敷設した光ファイバを通信事業者がIRUで借り受け、通信事業者がインターネット接続／IP電話／IP告知を提供、自治体がCATV／行政サービスを提供 | 岡山県新見市 | H19 | FTTH<br>2芯 | 岡山県新見市と「ラストワンマイル事業」の協力通信事業契約を締結<br>http://www.softbanktelecom.co.jp/release/2006/mar/0322/index.html<br><br>新見市ラストワンマイル事業について<br>http://www.city.niimi.okayama.jp/usr/johoseisaku/lastone/index.html |

（注）提供事業者はNTT東西（岡山県新見市を除く。）

# ■　IP化の進展に伴う競争環境の変化

（1）　ブロードバンド化の進展------リッチコンテンツの流通の拡大
（2）　水平的市場統合の進展------イントラモダルな競争からインターモダルな競争への転換
（3）　垂直的市場統合の進展------各レイヤー全体を念頭に置いた公正競争確保の必要性

イントラモダル(市場内)競争からインターモダル(市場間)競争へ

（例）FMC(Fixed and Mobile Convergence), 通信と放送の融合

PSTNからIPの時代へ
(“Everything over IP”の時代)

市場構造の劇的な変化（パラダイムシフト）

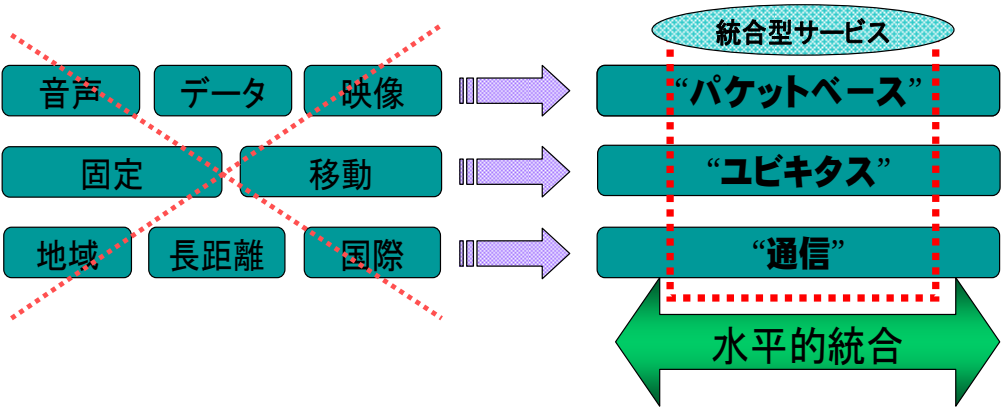


ブロードバンド時代のビジネスモデルは垂直統合型へ進化

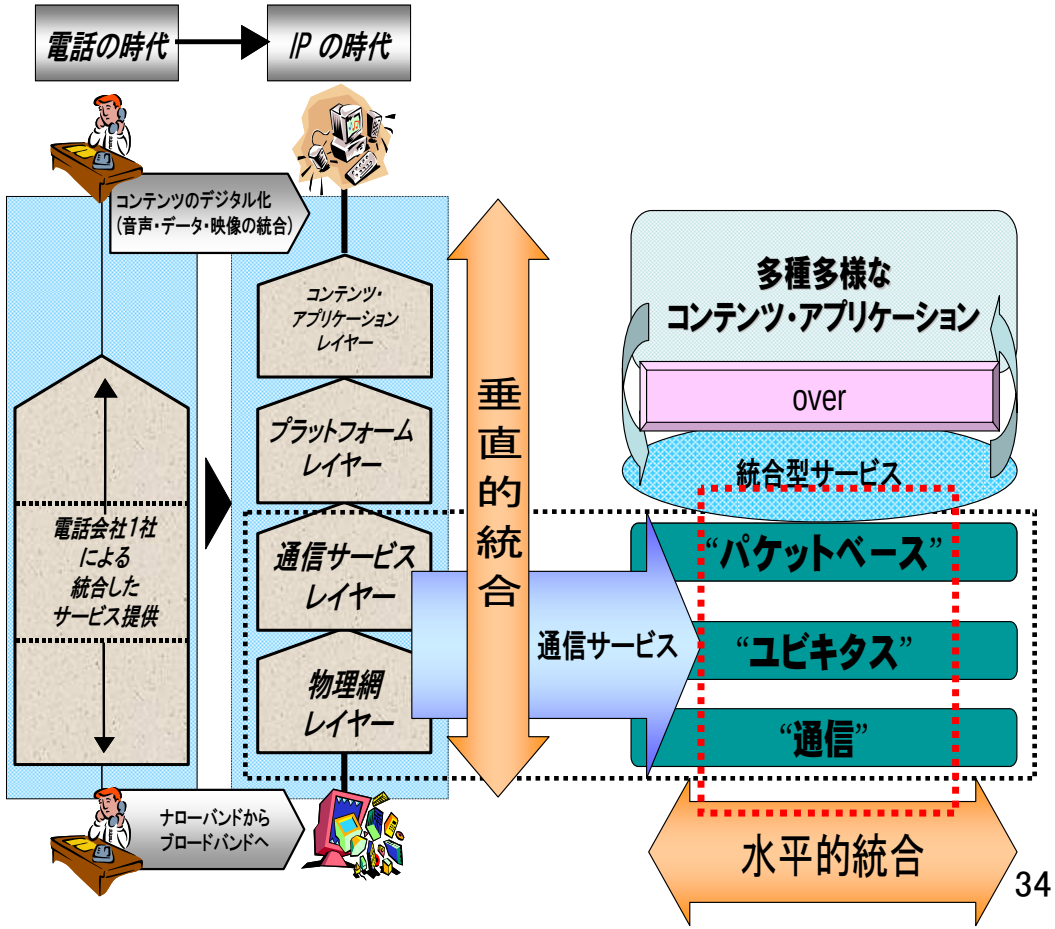

# ■　NTT及びKDDIのIP化への取り組み

## NTT

### 「NTTグループ中期経営戦略」（2004年11月発表）

○　次世代ネットワーク（端末機器からネットワークまで一貫してIP化したネットワーク）を構築
○　「メタルから光」「固定電話網から次世代ネットワーク」へ切り替えることとし、その方針を2010年までに策定
○　2010年には、3000万（全加入者6000万）のお客様が光アクセスと次世代ネットワークにシフト
○　固定通信事業のコストは、2010年に8，000億円の削減を目標とする（設備投資は、従来の設備投資額と概ね同程度の水準ー今後6年間で5兆円ーで実施）
○　次世代ネットワークを活用したソリューションやノントラヒックビジネスにおいて、2010年に5,000億円の売り上げ増を目指す

### 「NTTグループ中期経営戦略の推進について」（2005年11月発表）

○　光ファイバ・無線をアクセス回線とし、県内／県間、東／西、固定／移動のシームレスなサービス提供をIPベースで可能とする次世代ネットワークを、NTT東西・ドコモが連携して構築
○　2006年度下期から次世代ネットワークのフィールドトライアルを開始し、2007年度下期に次世代ネットワークによるサービスの本格提供を開始
○　固定・移動融合（FMC）に対応するため、次世代ネットワークの導入により、WiMAX等のブロードバンド無線技術と組み合わせた、より高度で柔軟な固定・移動間のシームレスな通信サービスを提供

## KDDI

### KDDIの固定電話網IP化計画の概要（2004年9月発表）

○　2003年10月に、FTTHにより、映像、高速インターネット、高品質なIP電話の トリプルプレイサービスを提供する「KDDI光プラス」を開始
○　2005年2月には、加入者電話回線（メタル回線）をKDDIのIP網にダイレクトに接続する（NTTの交換機を経由しない）サービス「KDDIメタルプラス」を提供開始
○　世界に先駆けて固定網のIP化を完了し、ブロードバンドを利用しない加入者にも、IP技術により低廉なサービスを提供する。具体的には、2005年度より既存固定電話網のIP化に着手し、ソフトスイッチへの置換を2007年度末までに完了させる
○　固定電話網をIP化することで、IP電話系の新しいサービスの導入が容易な環境を構築

### KDDIのウルトラ3G構想（2005年6月発表）

○　2005年6月、固定・携帯等、アクセスに拠らない固定移動統合網（ウルトラ3G）の構築について発表
　※　ウルトラ3Gとは・・・アクセス回線には依存しない、固定・移動網を統合した将来的なネットワークシステムのこと。全IPのネットワークバックボーンにて構成されIPv6を採用

# ■　国内外におけるFMCの進展

## NTT：中期経営計画NTTグループ中期経営戦略の推進について（抜粋）（2005年11月9日発表）

### II. 中期経営戦略の推進に向けた取り組み

### 2. ブロードバンド・ユビキタスサービスの展開

（1）ネットワークサービス

**次世代ネットワークについてはNTT東日本・NTT西日本・NTTドコモグループが構築し、固定（県内／県間、東日本／西日本）／移動のIPベースのシームレスなサービスを提供**していきます。また、NTTコミュニケーションズは、法人のお客さま等にソリューションを含めたワンストップなサービスを提供していきます。なお、固定電話網サービス等については、現行どおりNTT東日本・NTT西日本とNTTコミュニケーションズが、基本的に県内／県間／国際を分担して提供していきます。

iii）FMC（固定・移動融合）

固定網の内線電話機と移動網の携帯電話機とを共用できるWiFiとFOMAとのデュアル接続機能をもつ一体型端末（One　Phone）を個人のお客さま向けに提供するとともに、たとえば不応答時等に固定・移動間で転送する機能の提供や料金のセット割引等をタイムリーに展開できるよう準備を進めていきます。

さらには、**次世代ネットワークの導入によって、WiFiやWiMAXなどのブロードバンド無線技術と組み合わせた、より高度で柔軟な固定・移動間のシームレスな通信サービスを提供していきます**。

## BT：「BT Fusion」

（2005年6月提供開始、加入者数：約2万4千人（2006年3月））

- ■　携帯電話事業者ボーダフォンのネットワークを活用し（MVNO）、BTのサービスとして提供。
- ■　1つの端末に固定電話と携帯電話の機能があり、電話番号も1つ（携帯電話番号を使用）。
- ■　固定電話機能と携帯電話機能はエリアに応じて自動的に切り替わり、屋内外での途切れのない通話が可能。
- ■　屋内からの発信には固定電話の通話料が適用される。
- ■　着信は、屋内外を問わず、携帯電話の通話料が発信者に課金される。

＜システムイメージ＞

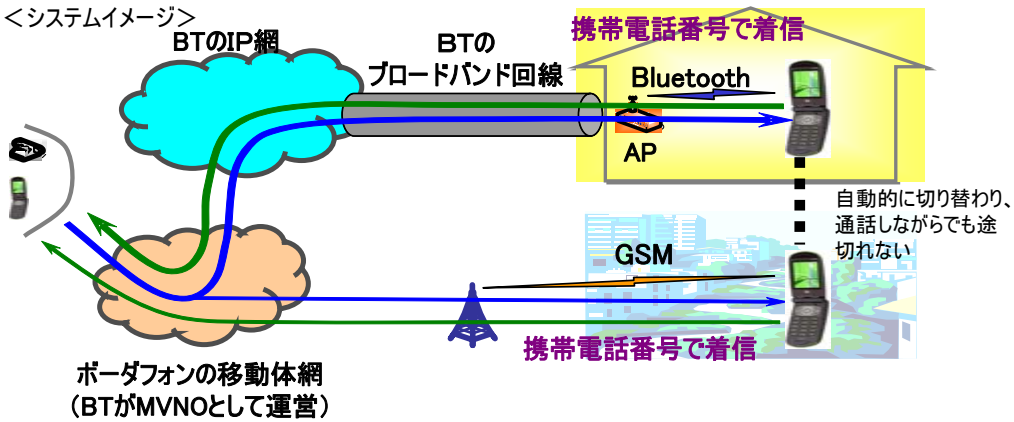


## Orange※：「Unik」

※FTの携帯電話子会社

（2006年10月から仏で提供開始、イギリス、オランダ、スペイン、ポーランドでも順次提供予定）

- ■　携帯電話事業者Orangeと固定電話事業者FTのネットワークを活用。
- ■　1つの端末に固定電話と携帯電話の機能があり、電話番号も1つ（携帯電話番号を使用）。
- ■　固定電話機能と携帯電話機能はエリアに応じて自動的に切り替わり、屋内外での途切れのない通話が可能。
- ■　屋内からの発信は、国内の固定電話及びOrange携帯電話への通話が定額かけ放題。

＜システムイメージ＞

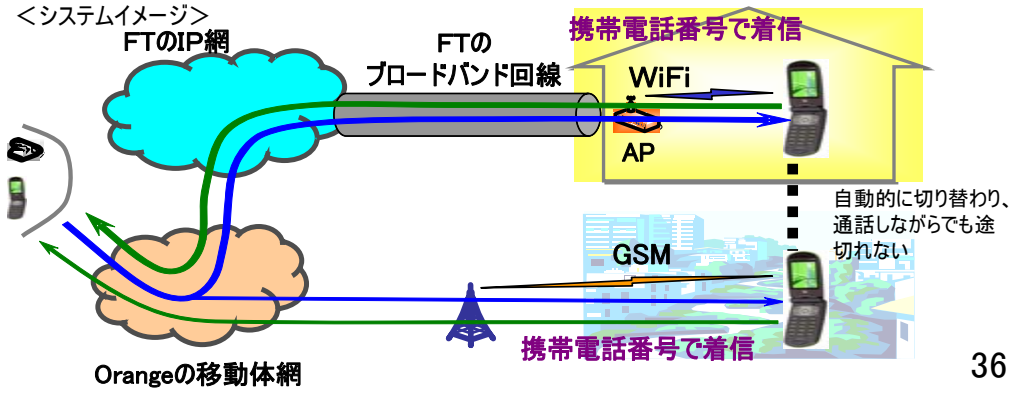

# ■　次世代ネットワークモデルにおける電話サービス

次世代ネットワークにおいては、電話サービスは様々なアプリケーションのうちの一サービスとして位置づけられる。

## レイヤー型競争モデル

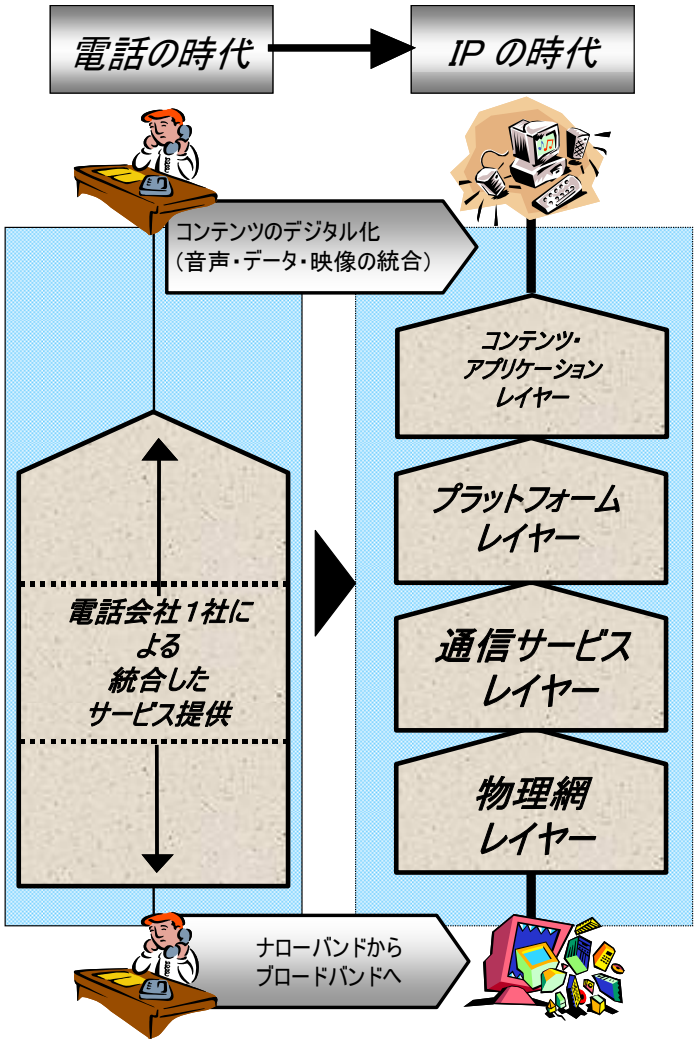


## ITU－T勧告Y．2011　NGNモデル

■転送機能：IPプロトコルを基本としたパケット型統合網を想定

■サービス付与機能：<u>電話の基本・付加接続機能やテレビ電話</u>、コンテンツ配信などのサービス固有機能を提供

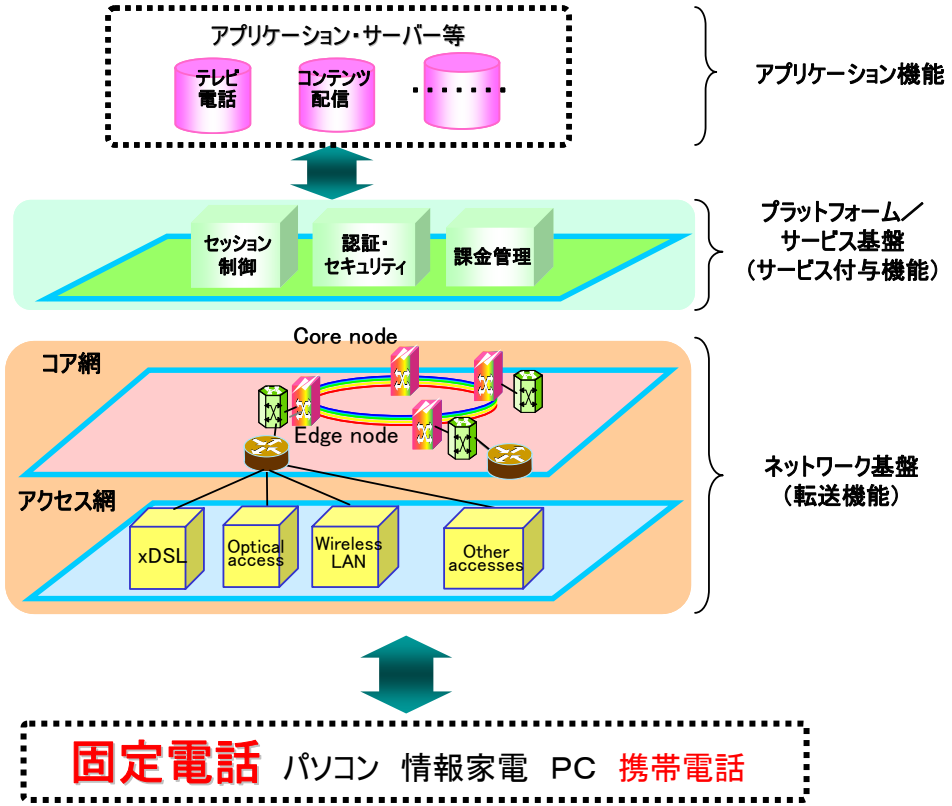


（注）両者のレイヤーは必ずしも対応しているものではない。

# ユニバーサルサービス制度現状と課題

1. ユニバーサルサービス制度の現状

2. ユニバーサルサービスを巡る市場環境の変化

✓3. 制度見直しに向けた検討の視点（検討アジェンダ）

# ■　ユニバーサルサービス制度の見直しに向けた基本方針

## 新競争促進プログラム2010（平成18年9月19日公表）（抄）

（6）ユニバーサルサービス制度の見直し

国民生活に不可欠な電気通信サービスである固定電話サービスが全国あまねく提供されることを確保するユニバーサルサービス制度について、ブロードバンドサービスの普及など市場実態が大きく変化していく中、その見直しを図る必要がある。

このため、当該制度の見直しに向けて想定される複数の選択肢について検討（フィージビリティスタディ）を行う場を設け、07年中に検討結果を公表する。

なお、当該制度の見直しに向けた本格検討については、2010年度にブロードバンド・ゼロ地域の解消を図るという政府方針を念頭に置きつつ、上記の検討結果や制度運用の実態等を踏まえ、09年に情報通信審議会の審議を経て、可能な限り速やかに所要の制度整備を行う。

## 情報通信審議会答申（平成18年11月21日）（抄）

（4）ユニバーサルサービス制度の見直しの検討

・　総務省においては、新競争促進プログラム2010に基づき、今後のユニバーサルサービス制度の在り方について検討を開始し、平成19年中に見直しに向けた選択肢を取りまとめるとともに、平成21年の時点で当該制度の見直しについて本格検討を行うこととしているが、これらの検討を着実に進めること。

・　その際、ユニバーサルサービス制度の在り方については、現行の回線交換網からIP網への移行の見通し、上記（3）の現行基本料体系の見直し、接続料算定の在り方などとの整合性を確保しつつ、一体的に見直しに向けた検討を行うこと。

# ■　ユニバーサルサービス制度の見直しに向けた提言（1/3）

## 市場構造の変化とユニバーサルサービスの見直し

■　IP化の進展に伴って、そもそも**固定・移動というサービスの垣根が低くなり、また通信サービスにおける距離別区分がなくなっていく。**

■　**サービスの対象範囲を具体的に定義し、これをユニバーサルサービス制度の中で維持していくという考え方を採用し続けることは困難。**

○　例えば、一定の通信速度以上のブロードバンドサービスをユニバーサルサービスであると位置づけたとしても、急速な技術革新の下、こうしたサービスが直ちに国民利用者が最低限確保することが求められるサービスであるとは言い切れなくなる可能性。

## ユニバーサルアクセスの概念の検討

■　検討に際しては、例えば「ユニバーサルサービス」というサービス概念を改め、ブロードバンドサービスへのアクセスについて、地域間格差なく誰もが利用可能な条件で享受できる社会を確保するという**「ユニバーサルアクセス」の概念を含め、今後更に検討を深めていくことが適当。**

■　ユニバーサルアクセスの考え方ついては今後更に検討を深めていく必要があるが、例えば、「加入電話サービス」や「IP電話サービス」といったサービスの種類に関わらず、アクセス網を経由して一定の要件を満たすサービスを利用可能な場合、不採算地域における当該アクセス網の維持費用の一部をユニバーサルサービス制度の補てん対象とする技術中立的な考え方。

（出典）IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会報告書（06年9月）

# ■　ユニバーサルサービス制度の見直しに向けた提言（2/3）

## 検討に際しての留意事項

① **IP化が進展する中で固定・移動という市場区分の垣根が失われていく中、ユニバーサルアクセスの概念にモビリティを有するサービスを含むとすれば、「あまねく提供」されているという考え方をどのように定義するか。**

○ 現在の固定電話の場合は、電話サービスの利用場所が明確に特定されるが、モビリティのあるサービスの場合はこうした制約条件が存在しない。

○ このため、モビリティを有するサービスの提供範囲に関し、地域間格差なく利用できるというユニバーサル性の観点から、どのような基準（業務区域）が十分条件として求められるかという点について検討が必要。

② **伝送形態を特定することなくブロードバンドサービスへのアクセス可能な手段をすべてユニバーサルサービス制度による補てん対象とすると、複数のサービス提供事業者が重複する形で提供している場合も当該制度の補てん対象となる可能性。**

○ この場合、当該制度による補てん額が膨らむこととなり、制度設計の在り方如何によっては、電気通信事業者、ひいては利用者の負担が著しく増大する可能性。

○ このため、真に確保されるべきブロードバンドアクセスとはどのようなものか、その要件について厳格化を図るとともに、コスト算定モデルの在り方についても併せて検討を行うことが必要。

③ **異なるサービスごとに料金水準や普及度が異なる（現行の固定電話は全国一律料金）ため、ユニバーサルサービスの構成要件である料金の低廉性について、いかなる判断基準を採用することが適当か検討が必要。**

○ 特にブロードバンドサービスの場合は、バンドル型の定額制料金により利用料金が徴収されており、当該サービスを提供するためのどの部分がユニバーサルサービス制度の補てん対象として特定されるのか、その方法論について検討を行うことが必要。

（出典）IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会報告書（06年9月）

# ■　ユニバーサルサービス制度の見直しに向けた提言（3/3）

## 見直しに向けた検討スケジュール

■　2010年度の時点においては、FTTHサービスによる光IP電話の加入者が約3，000万加入に達する見込み（NTT中期経営戦略）。
　○　これは概ね半数の世帯が引き続きPSTNの固定電話サービスを利用していることを意味する。
　○　このため、PSTNとIP網が並存する中でのユニバーサルサービス制度の見直しについては、慎重な検討が必要。

## プライスキャップ規制の在り方

■　プライスキャップ規制の対象は社会経済活動に不可欠であって、かつ独占性が高いNTT東西の提供するサービスをその対象としている一方、ユニバーサルサービスは国民生活に不可欠なサービスが対象。
○　プライスキャップ規制の対象サービスの「十分競争が行われていない」という要件は指定電気通信役務の対象を決定する際に依拠する概念であり、ユニバーサルサービスは競争の進展度に依拠する概念ではない。
○　IP網への移行が進み、音声通話市場における固定電話のシェアが低下し、IP電話をはじめとする他の代替的サービスのシェアが高くなった場合、現在の加入電話については指定電気通信役務制度の対象から除外される可能性があり、この場合、加入電話はプライスキャップの対象ではなくなる。しかし、加入電話を引き続きユニバーサルサービス制度の対象と位置付けるとすれば、プライスキャップ規制とユニバーサルサービス制度という加入電話に適用される2つの制度の関係について改めて整理が必要。

（出典)IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会報告書（06年9月）

# ■　関係各方面から提出された意見等（06年9月）

## 1．IP化に伴うユニバーサルサービス制度見直しの必要性

- ユニバーサルサービスの受益者は電気通信事業者のみではなく国民全体であり、国が公的支援によって国民に提供を保証することが基本。サービスの普及における地域間格差を是正することを目的にしたデジタル・ディバイド解消とユニバーサルサービス制度は厳密に区別して議論されるべき問題。（KDDI）
- 現状のPSTNに関する制度を早期に見直し、携帯電話及びIP電話を入れたユニバーサルサービス制度の検討に早期に着手すべき。（KVH）

## 2．見直しに向けての基本的視点

- 維持されるべきは音声通話であって、モビリティそのものが必要最低限確保されるべき機能ではないことを前提に検討が進められるべき。また、ユニバーサルサービスの提供に係る費用は受益者である国民が負担するものであり、費用規模の抑制が常に図られることが必要。（KDDI）
- 補てん額が膨らむことによる電気通信事業者及びユーザの負担増大を避けること、及び必要以上に現在のPSTNを保護することによりIPへの移行の阻害を避けることが必要。（ソフトバンク）
- ユニバーサルアクセスの確保を見直しの中心とすることが適当。（ソフトバンク）
- 補てん対象、負担方法の議論に当たっては、費用対効果の検証も併せて必要。（イー・アクセス）
- ユニバーサルアクセスの概念の検討等を含め、補てん対象が拡大し補てん額が肥大することのないよう、フィージビリティスタディによる具体的な検討を踏まえて慎重に検討すべき。（富士通）
- 「ユニバーサルアクセス」の概念を含めて検討するとしているが、いたずらに負担が増大することのないよう、慎重に議論すべき。（経団連）
- 幅広い関係者の参画や意見聴取が必要と考えられるとともに、運営等のオープン化を希望。（CIAJ）
- 現在のユニバーサルサービスに対する評価を一度行った上で広く国民に対し今後の在り方を伺うなど慎重に議論していくべき。（ウィルコム）
- 「いつでも、どこでも、誰にでも最低限の通信手段を確保するためのもの」という考え方そのものは変わらないと考えており、その意味で当面それに該当するサービスは固定電話である。（NTT持株、NTT東）
- ユニバーサルサービスの対象範囲の拡大については、社会的なコンセンサスを得る必要があるなど慎重な検討が必要。（NTT持株、NTT東西）
- フィージビリティスタディで検討を行う際には、事業法における「国民生活に不可欠」の意味を明確化することを起点とした不可欠性を念頭に置いた検討がまず行われるべき。（NTTドコモ）

## 3．見直しに向けた検討スケジュール

- 制度の次回見直し時期には、公的負担の在り方を含め抜本的に見直していく必要がある。（KDDI）
- 制度の見直しについては、平成17年10月25日情報通信審議会答申によるスケジュールを当面維持するとともに、IP化の進展状況に合わせて適切な対応が可能となるよう、前広に検討を進めることが適当。（ソフトバンク）
- ユニバーサルサービス制度見直しの遅れが、特に条件不利地域におけるブロードバンドサービスの展開に不利・負担とならないよう速やかに検討するなど配慮を望む。（HOTnet）

（出典）IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会報告書案に係る意見招請結果（06年9月）

# ■ ユニバーサルサービスの将来像に関する主要検討課題

現　在 → 2010年 → 2010年代初頭

ブロードバンドゼロ地域の解消
（全国ブロードバンド戦略2010）

PSTN → ・FTTHユーザ　約3,000万加入（NTT中期経営戦略）
・ブロードバンド化・IP化による市場統合（サービス区分の段階的な消失） → ＩＰ網

電話のユニバーサルサービス制度（PSTNが主流） → 過渡期（フェーズ1）（PSTNとIP網が並存） → フルIP化（フェーズ2）（IP網への完全移行）

| | | |
|---|---|---|
| **サービス** | ・加入者回線アクセス<br>・公衆電話<br>・緊急通報 | **あまねく提供を確保すべき対象範囲**<br>・モバイルサービスやブロードバンドサービスの取扱い<br>・ユニバーサルアクセスの考え方の可否<br>（音声サービスはブロードバンドサービスの構成要素の一つ）　等<br>・公衆電話・緊急通報に係るIP化対応の在り方 |
| **供給体制** | NTT東西による提供を前提 | **適格電気通信事業者の在り方**<br>・最終的なサービス提供事業者の確保の在り方<br>・ブロードバンドインフラの提供主体の多様化（例：地方公共団体）<br>・ネットワーク維持コストとサービス維持コストの関係<br>・適格事業者に求められる業務区域要件の在り方<br>・適格電気通信事業者が複数存在する場合の料金のaffordability（公平性）の基準の在り方<br>・ 料金規制（プライスキャップ規制）の在り方　等 |
| **維持のための仕組み** | PSTNを前提としたコスト算定（稼働番号数に応じたコスト負担制度） | **コスト算定方法**<br>・複数の伝送形態（有線・無線等）を対象とした場合のコスト算定方法<br>・利用者負担の増加を回避するための方策　等<br>**コスト負担方法**<br>・固定電話に限定しない場合のコスト負担の算定方法（電気通信番号以外の選択肢の可否）　等 |
| **その他** | **過渡期において留意すべき事項**<br>・PSTN（市内交換機）に存する番号ポータビリティDBの取扱い<br>・レガシーネットワークの撤去費用の取扱い　等 | **その他**<br>・PSTNはいつまで維持するか<br>・地理的格差以外のユニバーサリティの取扱い　等 |

# ■　主要検討項目（案）(1/6)

## 1．ユニバーサルサービス政策の目的

本研究会は、国民生活に不可欠な電気通信サービスが全国あまねく提供されることを確保することを目的とするユニバーサルサービス制度について、ブロードバンド化・IP化の進展による市場構造の変化を念頭に置きつつ、その将来の在り方について検討を行う。

上記の検討において具体的に検証が求められる項目は以下のとおりである。本研究会はその検討を通じて、ユニバーサルサービス制度の見直しの将来像についての複数の選択肢を提示することとする。

【ユニバーサルサービスの構成要件】

（1）　ユニバーサルサービスの構成要件をどう考えるか。

①　ユニバーサルサービスの基本的要件としては、(a)国民生活に不可欠なサービスであるという特性(essentiality)、(b)誰もが利用可能な料金で利用できるという特性(affordability)、(c)地域間格差なくどこでも利用可能であるという特性(availability)の3つの構成要素を満たすことが求められているが、当該構成要素は必要十分であると考えられるか。

②　上記①に関連して、ユニバーサルサービス政策は地理的格差の解消を目的とするものであり、所得格差やリテラシー格差の解消を図る社会福祉政策とは一線を画するものであると整理されているが、こうした整理は引き続き妥当と考えられるか。

③　ブロードバンドサービスのようにサービス提供地域の拡大途上にあるものについては、提供地域の拡大は税制支援等の振興政策の枠組みで実現することとし、ユニバーサルサービス政策は全国提供が確保されているサービスの中で、不可欠性が高いと認められるサービスの維持費用について地理的格差の解消を図ることとしているが、こうした整理は引き続き妥当と考えられるか。

【その他の検討事項】

（2）　上記（1）のほか、ユニバーサルサービス政策の目的として考慮すべき事項はあるか。

## 2. ユニバーサルサービス制度に係る検討の時間軸

【検討に際してのフェーズ分けの妥当性】

（1）　ブロードバンド化・IP化の進展の過程において、PSTN網とIP網が当分並存し、その後、段階的にIP網への移行が進展していくものと考えられる。その際、ユニバーサルサービス制度の在り方についても、PSTNからIP網への移行段階について幾つかの段階に分けて検討を進めることが適当ではないか。

【具体的なフェーズ分けの方法】

（2）　上記（1）について、具体的にどのようにフェーズ分けを行うことが妥当と考えられるか。

①　NTT中期経営戦略（05年11月）において2010年度には次世代ネットワークによる光サービスを3，000万の利用者に広げていく計画であることや、総務省「次世代ブロードバンド戦略2010」（06年8月）において2010年度までにブロードバンド・ゼロ地域を解消することを整備目標としていることを勘案すれば、2010年時点まで（フェーズ1）とそれ以降（フェーズ2）に分けることが考えられるのではないか。

②　仮に上記①のフェーズ分けをした場合であっても、フェーズ2の中でフルIP化に向かう過程とフルIP化が完了する時点といった移行段階の程度の相違に留意する必要があるのではないか。

③　特に、上記②におけるフェーズ2の移行段階の程度の相違を考える上では、PSTNをどの時点まで維持するかについて一定の具体的な方向性が得られることが前提条件になるのではないか。

【その他の検討事項】

（3）　上記（2）のほか、ユニバーサルサービス制度に係る検討の時間軸として、考慮すべき事項はあるか。

## 3. フェーズ2（2010年以降）における制度見直しの方向性

【ユニバーサルサービスの範囲】

（1） ユニバーサルサービスの範囲をどう考えるか。

① 携帯電話が国民利用者に普及するとともに、IP化の進展に伴い、FMCサービスに代表されるように固定・移動という市場区分の垣根が失われてきている。こうした中、固定電話以外にもモビリティを有するサービスをユニバーサルサービスとすることは妥当か。これに関連して、

（ア） モビリティを有するサービスの「あまねく提供」の地理的要件についてどう考えるか。

（イ） 携帯電話の加入数は固定電話を上回っているが、他方、料金面では携帯電話の料金は固定電話の料金を上回っている。また、携帯電話の利用実態を見ると、依然固定電話の補完的利用であるとも考えられる。こうした携帯電話の”essentiality”（不可欠性）と”affordability”（低廉な利用可能性）の関係をどう評価するか。

（ウ）現行制度において携帯電話を新たにユニバーサルサービスとして付け加える場合、ユニバーサルサービス制度の負担金が増加することが想定されるが、これをどう考えるか。

② ブロードバンド基盤の整備が進み、2010年の段階で全国いずれの地域においてもブロードバンドサービスを利用することが可能になることが政策目標として掲げられている。こうした中、

（ア） ブロードバンドサービスについても、携帯電話と同様に、当該サービスの”essentiality”（不可欠性）と”affordability”（低廉な利用可能性）の関係をどう評価するかという問題が出てくるのではないか。

（イ） 現行制度においてブロードバンドサービスを新たにユニバーサルサービスとして付け加える場合、ユニバーサルサービス制度の負担金が増加することが想定されるが、これをどう考えるか。

（ウ） ブロードバンドサービスは、現在の固定電話と異なり、伝送速度やQoS（Quality of Service）の面で様々なグレードのものが存在しており、一意的に定義することが困難であるという特性を有する。他方、特定の基準をもってユニバーサルサービス制度の対象となるブロードバンドサービスを定義したとしても、急速な技術革新等の影響により当該基準が短期間で陳腐化するおそれがあるが、こうした点をどう考えるか。

③ 上記②に関連して、例えばIP電話をユニバーサルサービスとして位置付けることについてどう考えるか。

（ア） IP電話サービスはブロードバンドサービスの一部として提供されており、またアプリケーションベースで提供されている形態のものも存在するなど、サービス内容は多岐にわたる。仮にIP電話をユニバーサルサービスとして位置付ける場合、どのような基準をもってユニバーサルサービスの範囲を確定することが可能か。

（イ） 上記に関連して、OAB～J番号を付与されたIP電話を現行の固定電話と同様にユニバーサルサービスとして位置づけることについてどう考えるか。

④ 上記①～③のほか、ユニバーサルサービスの範囲の見直しについて検討すべき事項として、どのような項目が考えられるか。

## 3. フェーズ2（2010年以降）における制度見直しの方向性

【ユニバーサルアクセスの概念の是非】

（2） 「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」報告書（06年9月）は、ユニバーサルサービスの範囲を見直すアプローチの代替案として、サービスの種類に関わりなく、アクセス網を経由して一定の要件を満たすサービスが利用可能である状況（ユニバーサルアクセス）を維持するため、不採算地域における当該アクセス網の維持費用の一部をユニバーサルサービス制度の補てん対象とするアプローチを提案している。フルIP化を視野に入れ、アプリケーションの一つとして多くの事業者が競争的に提供可能となる音声サービスと、それをのせるブロードバンドアクセス網を区別し、このインフラ部分に着目するというアプローチを採用することは妥当と考えられるか。

① 仮にユニバーサルアクセスの考え方を採用したとしても、「一定の要件を満たすサービスが利用可能である」といった基準を採用するとすれば、依然としてサービス範囲の見直しと同様に、その基準設定に困難を伴うのではないか。
② 上記（1）の場合と同様に、複数の伝送形態をもったアクセス網が存在し、オーバーレイ型のネットワークとなっている場合、客観的な基準をもってユニバーサルアクセスの対象となる物理的なネットワークを選択することは可能か。

【適格電気通信事業者の指定要件の在り方】

（3） 現行制度において、適格電気通信事業者にはNTT東西が指定されている。NTT法においてはユニバーサルサービスの提供責務が適用されていることから、実質的にNTT東西の現行のユニバーサルサービスの提供水準が低下しないよう、適格電気通信事業者の指定要件はNTT東西を念頭においた設定となっている。

① ユニバーサルサービスの範囲を柔軟に見直すこととした場合、適格電気通信事業者として複数の事業者が指定されることも想定される。そこで、適格電気通信事業者の要件を緩和し、NTT東西以外の競争事業者もユニバーサルサービス制度の適用を受ける適格電気通信事業者となり得る仕組みとすることは考えられるか。
② 上記の場合、複数の事業者が同一の業務区域内においてユニバーサルサービスを提供する可能性があるが、その場合、ユニバーサルサービスの提供に係るコストをどのように算定することが可能か。
③ 複数の適格電気通信事業者がユニバーサルサービスを提供している場合、そのうちの一の事業者が当該市場から撤退する可能性について、制度上、どのように考えることが適当か。
④ NTT東西はNTT法の規定により「あまねく電話」を提供する適格電気通信事業者となることが制度として予定されているところであるが、仮にユニバーサルサービスの範囲を拡大等する場合、電気通信事業法に規定する「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき」サービスとの間で乖離が生じる可能性がある。こうしたNTT法と電気通信事業法の関係をどう考えるか。
⑤ 上記のほか、適格電気通信事業者の指定要件について検討すべき事項は何か。

## 3. フェーズ2（2010年以降）における制度見直しの方向性

【コスト算定の在り方】

（4）　現行の固定電話のユニバーサルサービスの場合、加入電話は長期増分費用モデルを用いてコスト算定を行っているが、仮に複数サービス・技術をユニバーサルサービスとして想定する（又はユニバーサルアクセスの概念を導入する）場合、コスト算定はどのような方法により行うことが考えられるか。

①　長期増分費用方式は固定電話のネットワークを前提とした算定モデルであるが、これに代替する考え方はあるか。
②　コストの最小化を図る観点から、どのような方法を考えることが可能か。例えば、複数のサービス（又はアクセス形態）からコスト最小と判断されるものを選定してコストを算定することはあり得るか。その場合の「コスト最小」の判断ロジックは何か。
③　上記のほか、コスト算定の在り方について検討すべき事項は何か。

【コスト負担方法の在り方】

（5）　現行制度では、NTT東西と接続等を行うことで受益している電気通信事業者（10億円超の売上高を有する事業者に限る。）を負担事業者とし、当該事業者に割り当てられ、稼動している電気通信番号数をベースに応分の負担をしているが、こうしたコスト負担の在り方をどう考えるか。

①　ユニバーサルサービス制度は適格電気通信事業者等と接続等を行う事業者がユニバーサルサービスから受益しているという考え方に基づく仕組みであるが、こうした考え方は今後とも維持することが適当か。
②　負担能力の観点から設けた負担事業者の基準（現行基準値は10億円）や負担上限額（売上高規模の3%を上限）について、これを維持することが適当か。
③　ユニバーサルサービスの範囲等を見直すことにより負担事業者の負担が増加する可能性があるが、この点をどう考えるか。
④　仮にブロードバンドサービスをユニバーサルサービスの対象とする場合、現行の電話の利用に着目した電気通信番号をベースとする現行の仕組みは引き続き妥当性を有する仕組みといえるか。
⑤　上記のほか、コスト負担の方法についてどのような検討事項があると考えられるか。

# ■　主要検討項目（案）(6/6)

## 3. フェーズ2（2010年以降）における制度見直しの方向性

【料金の低廉性確保の在り方】

（6）　ユニバーサルサービスに係る料金の低廉性(affordability)は、プライスキャップ規制により料金の引き上げに上限値を設けて行政のチェックに係らしめることにより確保されている。

①　プライスキャップ規制は、社会経済活動に不可欠であって、かつ他事業者の十分な提供が行われていないNTT東西の提供するサービスをその対象としている。このため、例えば固定電話サービスの独占性がなくなった場合、当該サービスについては料金規制が適用されなくなる可能性があるほか、別のサービスを新たにユニバーサルサービスの範囲に加えるとすれば、当該サービスについてはプライスキャップ規制が適用されない。このため、ユニバーサルサービスの料金の低廉性を確保する観点から、プライスキャップ規制の在り方についても、ユニバーサルサービス制度の検討と同時並行的に行うことが適当ではないか。
②　上記①の場合、現行のプライスキャップ規制をどのように見直すことが考えられるか。
③　現行のプライスキャップ規制は一定のサービス群ごとにバスケットを設けて上限価格の設定を行っているが、サービス市場の統合、バンドル型料金の設定、市場構造の変化に伴うコスト予測の困難性等を踏まえ、どのような改善策を講じることが可能か。
④　上記のほか、料金の低廉性確保を図る観点から、プライスキャップ規制の在り方についてどのような事項を検討することが適当か。

## 4. PSTNからIP網への移行過程における制度見直しの方向性

（1）　PSTNとIP網が並存する時期において、PSTN設備の撤去等に関して発生する費用等についてどのように考えるか。

①　NTT東西のPSTN網に存置されている機能（例えば番号ポータビリティに関するデータベース機能は市内交換機に存置）について、今後の取扱い及び当該取扱いに係る費用をどのように負担することが適当か。
②　NTT東西がFTTH化を進めていく中、現在はメタル回線について撤去の4年前に関係事業者に通知する仕組みが採られているが、当該撤去ルール及びこれに関係する費用についてどう考えるか。
③　上記のほか、PSTNからIP網への移行過程において発生する可能性がある費用等について検討すべき事項は何か。

（2）　その他、PSTNからIP網への移行過程において検討すべき事項としてどのような項目が考えられるか。

## 5. その他の検討項目

上記1～4のほか、ユニバーサルサービス制度の将来像について検討すべき事項は何か。

（注）　ユニバーサルサービス制度に係る交付金の使途を明確化等するために検討を要する事項については、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」で検討予定。